

平成21年第2回定例会
政策総務常任委員会説明資料
目次

◎議案補充説明

- 議案第42号 三重県立熊野古道センターの指定管理者の指定について・・・1

◎所管事項

- 1 第二期地方分権改革について・・・11
- 2 関西広域連合（仮称）について・・・17
- 3 JR名松線について・・・31
- 4 水力発電事業の民間譲渡について・・・35
- 5 IT効率化の取組について・・・37
- 6 木曾岬干拓地整備事業の状況と今後の対応について・・・39
- 7 採択された請願、陳情の処理状況について・・・43
- 8 熊野古道世界遺産登録5周年記念事業について・・・45
- 9 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について・・・47
- 10 審議会等の審議状況について・・・55
 - 三重県国土利用計画審議会
 - 三重県立熊野古道センター指定管理者選定委員会

平成21年12月9日
政 策 部

議案第 42 号 三重県立熊野古道センターの指定管理者の指定について

1 議案

議案第 42 号「三重県立熊野古道センターの指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

政策部が所管している公の施設「三重県立熊野古道センター」について、平成 22 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県立熊野古道センター条例（平成 18 年三重県条例第 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県立熊野古道センター
- (2) 設置場所 三重県尾鷲市大字向井字村島 1 2 番 4

4 指定管理候補者の名称等

所在地 尾鷲市野地町 1 2 番 2 7 号
名称 特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク
代表者 理事長 花尻 薫

5 指定の期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 21 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 8 日まで行った結果、次の 3 団体から応募申請がありました。

- ・紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社（北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 3043-4）
- ・株式会社紀南組（尾鷲市大字向井 468 番地 2）
- ・特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク（尾鷲市野地町 12 番 27 号）

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

- ① 選定委員会構成員
- | | | |
|-----|-------|-------------------|
| 委員長 | 櫻井治男 | (皇學館大学社会福祉学部長 教授) |
| 委員 | 大西かおり | (大杉谷自然学校校長) |
| 委員 | 塩津史子 | (公募により選出) |
| 委員 | 豊田由紀美 | (Y's 建築設計事務所代表) |
| 委員 | 西川哲司 | (三重の観光プロデューサー) |
| 委員 | 速水亨 | (森林組合おわせ理事) |
| 委員 | 安井広伸 | (公認会計士) |
- ② 審査の経過
- 平成21年 6月30日 第1回選定委員会 (審査基準等の作成)
- 平成21年10月26日 第2回選定委員会 (ヒアリング審査、最終審査)
- ③ 提案内容及び審査の概要等
- 申請団体が提案した主要内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。
- ④ 審査結果 (評価点数)
- | | | |
|------|-----------------------------|--------------|
| 第1順位 | 特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク | (評価点 489.0点) |
| 第2順位 | 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 | (評価点 475.6点) |
| 第3順位 | 株式会社紀南組 | (評価点 373.8点) |
- ⑤ 指定管理候補者の選定
- 選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。
- | | |
|-----|-----------------------------|
| 所在地 | 尾鷲市野地町12番27号 |
| 名称 | 特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク |
| 代表者 | 理事長 花尻 薫 |
- ⑥ 選定した理由
- ・現指定管理者としてセンターの目的を果たすべく努力を重ねてきており、その実績を生かしながら、これまでの反省もふまえた具体的かつ実現可能な提案であること。
 - ・学術的観点を持った事業内容は独自性があり、これまでの継続事業に加えて新規事業も企画し、将来に向けて充実・発展を図ろうとしている提案であること。
 - ・青少年たちの世界遺産熊野古道への関心を喚起する提案であること。
 - ・これまで地域内外との交流を進めてきた実績があり、今後も多くの外部団体との連携、協力が得られ、成果目標を達成する可能性が高い提案であること。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

- ・熊野古道の自然、歴史、文化等に関する資料の情報収集・集積機能の充実
- ・交流イベント、体験学習の開催等による地域内外の人々との交流の促進
- ・企画展示や講演会の開催等による情報発信の推進
- ・企画展示やイベント内容を充実するとともに、館内の美化に努めたり、窓口サービスを向上させることによる利用者満足度の向上
- ・利用者の声を運営に反映するためのアンケート調査の実施 等

(2) 経費の縮減

- ・光熱水費、消耗品費等の徹底した節約
- ・人的ネットワークを活用した事業運営に伴う事業費の節減 等

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

指定管理者には人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策等に配慮した管理運営を行うように求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

県と同様の取り扱いを指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が行う業務のうち一部を専門業者等に委託する場合は県の承認を求めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

利用者に対してできるだけ多くのアンケート等を実施し、いただいた意見、苦情等については、できる限り業務改善に繋げるよう求めます。

(5) リスク分担

施設管理業務に支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。

法改正に伴い管理施設自体の基準が変更になり整備が必要となった場合や、地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、県がリスクを負担するものとし、不適切な運営により施設が破損した場合等のリスクは指定管理者が負担するものとし、ます。

(6) 業務計画書の提出

毎事業年度提出を求める業務計画については、事業概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書の提出

毎月提出を求める業務報告書については、利用者数、利用料金の実績、利用者からの意見や苦情及びその対応等の記載を求めます。

(8) 事業報告書の提出

毎事業年度の終了後に提出を求める事業報告書については、管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

県は、事業報告書により募集要項に示したサービス水準等が確保されているか、また指定管理者の自らの提案が守られているかの確認を行うとともに、随時、管理業務の物件に立ち入ることができることとします。

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成21年	12月	指定管理者の指定
平成22年	1月～3月	協定書の締結
平成22年	4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容					
			紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	株式会社紀南組	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク			
<p>事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること</p> <p>①基本方針が利用の平等性の観点から適切か</p> <p>②設置目的と申請者の基本方針が合致しているか</p> <p>③事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか</p> <p>④企業（団体）倫理・コンプライアンス（法令遵守）・環境管理への対応は適切か</p>	<p>○管理運営の基本方針 熊野古道に関する歴史、自然及び文化等を紹介するとともに、熊野古道やその周辺地域に関する活動及び交流の場の提供などを行うことにより、地域の振興に寄与する施設を目指すこと。</p> <p>・地域と連携しながら熊野古道の本質の理解をサポートし、来訪者と地域の人々を結び、交流を生み出す、新しいビジターセンターを目指すこと。</p> <p>・センターが取り組む対象は、「道」を中心に、熊野古道の文化的景観を構成する自然、歴史・文化、精神性などの分野を対象とすること。</p> <p>・センターの活動を通じて、地域の文化をより豊かにしながら、新しい地域社会を創造する原動力である「文化力」を高めていくこと。</p> <p>○企業倫理等について 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）の確立、環境管理の推進等に向けた取組を行うこと。</p>	60点	<p>○管理運営の基本方針 センターは地域課題を解決に導き、文化的景観を継承させてゆく「地域力」を生み出す拠点施設であり、古道客が東紀州全域へ流れるように努める。</p> <p>地域連携や行政との協働をとおして文化をより豊かにし「地域力アップ」に繋げ、地元の満足度を上げると同時に東紀州の魅力を発信し、利用者や地域住民が交流する拠点として地域内外に愛されるセンターを目標にする。管理運営方針の3本柱は「適切なセンターの維持管理とサービスの向上」「熊野古道を核とした東紀州全域のビジターセンター」「課題を解決に導き地域振興に繋げる連携拠点」とする。</p> <p>○企業倫理等について 「企業倫理及びコンプライアンス」への取組やCO2削減を含めた「環境保全推進」を実践し、熊野古道の集客に関しても、環境保全を意識した「エコツアー」を基本スタンスとする。</p>	47.0点	<p>○管理運営の基本方針 情報を集め、分析・研究を行うことで、トレンドや隠れたニーズ等を発見し、付加価値の付いた情報を発信する事が役割と考える。</p> <p>来訪者、旅行者の興味や関心を刺激する情報や県や市町、周辺住民の役に立つ情報、地元の産業や観光ビジネスに役立つ情報、他府県の団体や組織との交流を図る為に役立つ情報を収集・発信する。</p> <p>東紀州の地域の人達がセンターと何らかの関わり合いを持つ為には利便性の向上と地域の人達へのサービスを開発する必要がある。</p> <p>○企業倫理等について センターの公共性を理解し、法令遵守は当然の事として公序良俗に反しない運営活動を行う。また運営に関して透明性、清潔性を保つ。</p>	34.5点	<p>○管理運営の基本方針 この地域の諸団体と緊密な連絡を保ち、それらの団体、個人の持つ知恵や豊富な知識を活用しつつセンターの効用を維持、拡大して地域を代表する施設としての役割を果たす。それが新しい地域社会を創造する原動力である「文化力」を高めていくことになる。</p> <p>基本目標は「正確で内容豊かな情報を具体的に提供する」「人々が熊野古道が持つ魅力を介して語り合い交流する拠点となる」「紀伊山地の霊場と参詣道に関する情報を共有するネットワークの拠点となる」「文化力高め、地域振興に寄与する」とする。</p> <p>○企業倫理等について 法令や社会的規範、社会的良識に基づいた管理運営を行い、コンプライアンス方針や行動規範を策定、徹底する。また、団体倫理委員会を作り、さまざまな問題に取り組むとともに職員の教育・研修を行う。</p>	49.0点

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容			
			紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	株式会社紀南組	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク	
2	<p>事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>①利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか</p> <p>②危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか</p> <p>③維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか</p> <p>④緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか</p> <p>⑤研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか</p> <p>⑥チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか</p> <p>⑦職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか</p>	<p>○利用者の安全確保対策について 利用者の安全の確保、事故防止対策を講じること。</p> <p>○維持管理の考え方について ・施設を常時衛生的に維持し、利用者が清潔に利用できるように清掃を行うこと。 ・大規模修繕については、修繕計画書を策定し、県と協議すること。</p> <p>○危機管理対策について ・危機管理体制の整備及びマニュアルを作成すること。 ・危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置をすること。</p> <p>○個人情報保護対策について 個人情報の保護管理を適切に行うこと。</p>	<p>○利用者の安全確保対策について 館内設備や外構等の点検により不具合の発見に努め、危険箇所が発見された場合は直ちに使用を中止するなど安全確保に努める。</p> <p>○維持管理の考え方について 取蔵資料・取蔵棚等について毎日点検確認、清掃を行う。外構については破損・汚損を点検、清掃を行う。植栽管理は外部委託とし地域団体、自治会等への委託を優先する。</p> <p>○危機管理対策について 災害発生時、利用者の避難誘導を優先し被害状況把握と情報収集、関連各所へ連絡する。 災害が夜間発生する可能性がある場合は、職員が宿直し緊急時に備える。なお、避難誘導、消火、救急法の訓練を実施する。</p> <p>○個人情報保護対策について 漏洩、流用、改ざん防止に対策を講じる。本人の意思による情報の提供を原則とし情報の収集は目的を明確にしたうえで行う。収集した情報は、明示した目的の範囲内で利用する。インターネットでの個人情報収集は不正アクセスを防止する方法をとる。</p>	<p>○利用者の安全確保対策について 定期的に巡回するほか、利用者からも危険箇所の情報提供を得る。危険箇所を発見した場合、迅速に補修を行う。事故が発生した場合は適切にその場を対処すると共に、県に事故の原因を報告する。</p> <p>○維持管理の考え方について 専門的技術・経験をもった職員を有しており維持管理及び修繕に対して即座に対応が出来る。災害時には、所有の機械等を使用して迅速に復旧作業にあたる。</p> <p>○危機管理対策について 避難場所の明示パネル、誘導灯、消防設備、非常用電源の整備を行う。また緊急連絡網の整備、災害時における役割分担と対応すべき事柄を危機管理マニュアルに定め、訓練、研修を行う。AEDの使用方法等の講習会に参加する。</p> <p>○個人情報保護対策について 個人のパソコンに個人情報を移したり、持ち歩いたりといったことがないよう指導する。また、外部から個人情報が盗まれないよう、個人情報はインターネットとオフラインの単独のパソコンで管理し、書面や資料は施錠した書庫で管理する。</p>	<p>○利用者の安全確保対策について 毎日点検を行い、危険箇所を発見した場合は利用者の安全を第一に考え、早急に対策を講じるほか大地震が発生した時の危機管理対応を十分に講じておく。</p> <p>○維持管理の考え方について 浄化設備等の保守管理は外部委託とし、清掃業務については福祉施設や住民から雇用し、きめ細かい維持管理、地域との交流や高齢者雇用に繋げる。</p> <p>○危機管理対策について 夜間の暴風警報発令時に職員が宿直、警備に当たる。また、職員の研修、訓練を実施し意思疎通を強化するとともに危機的状況を未然に防ぐ努力をし、危機事態が発生した時は、関係機関との連絡を密にして被害を最小限にとどめる。</p> <p>○個人情報保護対策について 個人情報の収集の目的を明確にし、本人の意思により提供される情報の収集を原則とする。また、取得した個人情報は、その目的を達成するために必要な範囲内でのみ使用し、本人の承認がない限り第三者には提供しない。</p>	<p>120点</p> <p>84.5点</p> <p>76.5点</p> <p>82.9点</p>

6

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容			
			紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	株式会社紀南組	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク	
3	<p>事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p> <p>①提案された事業は実現可能であるか</p> <p>②地域内外の人々との交流を促進するための具体的な提案がなされているか</p> <p>③利用者を増やす具体的な方策が提案されているか</p> <p>④利用料金の設定は適切な提案がなされているか</p> <p>⑤施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上に繋がる具体的な提案がなされているか</p> <p>⑥施設の稼働率などを高めるための具体的な提案がなされているか</p> <p>⑦施設の効用を高めるための他の団体との具体的な連携策が提案されているか</p> <p>⑧利用者の声の把握及び反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか</p> <p>⑨利用促進・サービス向上・経費縮減等の目標が適切に設定されているか</p>	<p>○収集・集積事業 資料の収集・保存、貸し出し等に関する業務を行うこと。</p> <p>○交流事業 東紀州地域内外との交流イベントや講演会、体験学習等を開催すること。</p> <p>○情報発信事業 ・展示の管理、案内を行うこと。 ・映像ホールでの上映に関する業務を行うこと。 ・収集資料の公開に関する業務を行うこと。</p> <p>○集客広報活動 ・熊野古道やセンターへの集客・広報活動に積極的に取り組むこと。</p> <p>○利用者の声の把握 アンケート等による利用者の意見、苦情等の聴取り結果を業務改善に繋げること。</p> <p>○成果目標 ・施設稼働率45% ・事業参加者数50,000人 ・交流イベント2回 ・講演会、体験学習等48回 ・企画展6回 ・情報誌の発行4回 ・PRポスター作成1回 ・世界遺産登録地との連携事業1回 ・学校連携事業5校 ・利用者の満足度90%</p>	<p>○情報収集・集積事業 収集・集積する分野が偏ることのないよう、職員全てが情報収集・集積。資料の保存は学芸員の資格取得者により、確実な保存継承を行う。</p> <p>○交流事業 さまざまなテーマでの古道イベントを開催し、熊野古道ニューツーリズムによる集客やリピーター確保に努める。</p> <p>○情報発信事業 窓ロデスク、ガイドツアーを実施するとともに地域内外に波及効果のある企画展示を行う。地域の紹介になるDVDの上映を行う。</p> <p>○集客広報活動 伊勢志摩の観光客に対して情報発信するとともに、旅行会社等に旅行商品を提案する。</p> <p>○利用者の声の把握 アンケートで、ニーズの把握や満足度を測定すると共に、企画に反映。回答率を上げるために記入が簡単な選択式とする。</p> <p>○成果目標 ・施設稼働率50% (22年度)、57% (23年度)、67% (24年度)、75% (25年度)、80% (26年度) ・事業参加者数6万5千人 (22年度)、7万人 (23年度)、7万5千人 (24年度)、7万8千人 (25年度)、8万人 (26年度) ・交流イベント10回 ・講演会等365回 ・企画展6回 ・情報誌の発行4回 ・PRポスター作成6回 ・世界遺産登録地との連携事業1回 ・学校連携事業10校 (22～23年度)、12校 (24～26年度) ・利用者の満足度90% (22～23年度)、95% (24～25年度)、100% (26年度)</p>	<p>○情報収集・集積事業 古道周辺の歴史的人物の情報収集を行うとともに、利用者に情報を寄せてもらい、対価として特典がもらえる制度を導入する。</p> <p>○交流事業 地元の観光産業や農業・林業・漁業を振興するイベント、環境に関するイベント、スポーツ・芸術を振興するイベントを開催・支援する。</p> <p>○情報発信事業 観光産業従事者の為のネット新聞、地元食材を使った飲食店向けの情報発信、映像ホールにおける映像上映を実施する。</p> <p>○集客広報活動 来訪者からの情報を活用したり、イベント企画セミナー等を通じて、リピーター対策や旅行会社等との提携・広報を実施する。</p> <p>○利用者の声の把握 目安箱を設置しアンケートをとるほか、インターネットでの書き込みや往復はがきを用いた意見の収集を図る。</p> <p>○成果目標 ・施設稼働率50% ・事業参加者数6万人 ・交流イベント9回 ・講演会等108回 ・企画展6回 ・情報誌の発行4回 ・PRポスター作成4回 ・世界遺産登録地との連携事業1回 ・学校連携事業6校 ・利用者の満足度95%</p>	<p>○情報収集・集積事業 道中記の収集、伝統的産業に関する実地調査、古道沿いの集落に関する現状調査、ガイドブック刊行のための調査等を実施していく。</p> <p>○交流事業 熊野古道写真学校、熊野古道音楽祭、美術館・博物館や地域の郷土資料館等との連携事業に対する調査及び準備等を行う。</p> <p>○情報発信事業 職員を配置して展示品や資料の解説と保守に努めるとともに、利用者との交流に留意する。</p> <p>○集客広報活動 旅行会社等との連携を強化し、県外からの集客を図るとともに、市町、自治会長等との懇話会を開催して集客に関する意見をいただく。</p> <p>○利用者の声の把握 センターの管理運営に関する様々な意見については、利用者の満足度を高めるために「即対応」の姿勢で取り組む。</p> <p>○成果目標 ・施設稼働率50% ・事業参加者数6万5千人 ・交流イベント5回 ・講演会等80回 ・企画展6回 ・情報誌の発行4回 ・PRポスター作成6回 ・世界遺産登録地との連携事業1回 ・学校連携事業10校 ・利用者の満足度90%</p>	<p>240点</p> <p>196.5点</p> <p>141.3点</p> <p>201.0点</p>

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容					
			紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	株式会社紀南組	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク			
<p>4 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること</p> <p>①収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか</p> <p>②提案された事業が十分実施できる計画となっているか</p> <p>③提案価格（応募者が収支計画書において提案した県からの指定管理業務に係る経費）に対する評価</p>	<p>○指定管理料 指定期間内の5年間の総額と各年度の指定管理料は下記のとおり。 総額 329,375千円 各年度 65,875千円</p>	90点	<p>○指定管理料 総額 325,500千円 平成22年度65,500千円 平成23年度65,000千円 平成24年度65,000千円 平成25年度65,000千円 平成26年度65,000千円</p> <p>○収支計画の積算の考え方 指定管理料は血税であり、少しでもコスト削減と有効活用を推進する。広報、事業の充実に力を入れ参加者増加による収入を確保するとともに必要とされる経費は削減せず、徹底的にスリム化し無駄を省く。</p>	81.6点	<p>○指定管理料 総額 315,050千円 平成22年度65,000千円 平成23年度64,050千円 平成24年度63,000千円 平成25年度62,000千円 平成26年度61,000千円</p> <p>○収支計画の積算の考え方 成果目標を達成出来ることを前提とし、労働における各法令に準じた労働条件・賃金、各年のベアのほか、事業成長率や経費削減率をベースに地域性を考慮して積算した。</p>	72.0点	<p>○指定管理料 総額329,375千円 各年度65,875千円</p> <p>○収支計画の積算の考え方 指定管理料を有効に使い、熊野古道が広く県民や近隣地域に親しまれること及びセンターの利用者増を図る。収入については、利用料金を過去2年間の平均額の20%増しで積算し、事業参加料は20年度実績の6%増しで積算している。</p>	86.6点
<p>5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること</p> <p>①施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか</p> <p>②事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は適切であるか</p> <p>③適切な組織体制や責任体制の提案がなされているか</p> <p>④提案事業内容が実施できる体制となっているか</p> <p>⑤職員の人材育成に繋がる方針となっているか</p> <p>⑥業務に必要な研修があるか、人権研修等があるか</p>	<p>○人員配置等 常勤の総括責任者を配置するとともに、施設の管理運営に支障がない職員の勤務体制とすること。</p> <p>○人材育成 サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員の研修を定期的に行うこと。</p>	90点	<p>○人員配置等 ・職員9人 (常勤8人、非常勤1人)</p> <p>・構成 センター長(常勤) 支配人(非常勤) 副センター長(常勤) コーディネーター室長(常勤) 学芸員(常勤) コーディネーター(常勤)2名 庶務担当(常勤)2名</p> <p>○人材育成 スタッフは、コーディネーター・事務・学芸員と職務分担によって管理運営を行うが、どの部門においても、レベルの高い職務が遂行できるよう、スキルアップ教育を実施する。</p>	66.0点	<p>○人員配置等 ・職員18人 (常勤4人、非常勤14人)</p> <p>・構成 センター長(常勤) 事業係長(常勤) 広報係長(常勤) イベント担当(非常勤)2名 講演講習会担当(非常勤)3名 情報担当(非常勤)2名 施設管理担当(非常勤)2名 総務係長(常勤) 案内担当(非常勤)4名 経理担当(非常勤)</p> <p>○人材育成 『社会に対する奉仕の精神』の下、素直で情熱的な人材を育成する為、日頃から地域の活動に積極的に参加するように指導する。</p>	49.5点	<p>○人員配置等 ・職員10人 (常勤9人、非常勤1人)</p> <p>・構成 センター長(非常勤) 副センター長(常勤) 事務長(常勤) 総務・経理担当(常勤)3名 主任コーディネーター(常勤) コーディネーター(常勤) コーディネーター補助(常勤)2名</p> <p>○人材育成 利用者に対するサービスの向上を図るには、職員一人ひとりの職務に対する誇りや自覚と同時に、資質向上への意欲が重要と考える。</p>	69.5点

総合審査結果	配点	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	株式会社紀南組	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク		
	600点	<p>・他施設の指定管理者としての経験や経営母体の運営経験を生かし、利用者サービスに力が注がれていることや、施設の維持管理に関しても具体的できめ細かい配慮がなされている提案であること。</p> <p>・センターの機能を地域振興、地域力の増進につなげようとする積極的な提案であり、熊野古道の歴史性との関係から伊勢との結びつきを強める事業展開や、旅行業との連携強化など集客性が見込める提案であること。</p> <p>等が評価された。</p> <p>一方、事業計画量から見てマンパワーの確保が懸念されることや運営方針が地域振興に重点を置きすぎるとの指摘があった。</p>	475.6点	<p>企業として地域貢献の意識が高いこと、施設管理やメンテナンスについて専門的な能力を発揮できる提案であることが高く評価された。</p> <p>一方、管理運営計画としては荒削りであるとの指摘があった。</p>	373.8点	<p>・現指定管理者としてセンターの目的を果たすべく努力を重ねてきており、その実績を生かしながら、これまでの反省もふまえた具体的かつ実現可能な提案であること。</p> <p>・学術的観点を持った事業内容は独自性があり、これまでの継続事業に加えて新規事業も企画し、将来に向けて充実・発展を図ろうとしている提案であること。</p> <p>・青少年たちの世界遺産熊野古道への関心を喚起する提案であること。</p> <p>・これまで地域内外との交流を進めてきた実績があり、今後も多くの外部団体との連携、協力が得られ、成果目標を達成する可能性が高い提案であること。</p> <p>等が評価された。</p> <p>一方、観光分野へのアプローチの努力が期待されるとの意見があった。</p>

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	三重県尾鷲市野地町12番27号 特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク 理事長 花尻 薫
選定委員会の講評	<p>・現指定管理者としてセンターの目的を果たすべく努力を重ねてきており、その実績を生かしながら、これまでの反省もふまえた具体的かつ実現可能な提案であること。</p> <p>・学術的観点を持った事業内容は独自性があり、これまでの継続事業に加えて新規事業も企画し、将来に向けて充実・発展を図ろうとしている提案であること。</p> <p>・青少年たちの世界遺産熊野古道への関心を喚起する提案であること。</p> <p>・これまで地域内外との交流を進めてきた実績があり、今後も多くの外部団体との連携、協力が得られ、成果目標を達成する可能性が高い提案であること。</p> <p>等が評価されました。</p> <p>一方、観光分野へのアプローチの努力が期待されるとの意見がありました。</p>

1 第二期地方分権改革について

1 第二期地方分権改革の概要

平成19年4月1日に施行された「地方分権改革推進法」により、国と地方の役割分担の明確化、国から地方への権限移譲、国の関与の見直し、地方税財源の充実強化など、地方分権改革の残された課題の解決に向けた推進体制が整備されました。

推進法では、国に対して地方分権改革の方向を勧告する機関として、地方分権改革推進委員会（委員長・丹羽宇一郎）を設置し、国はその勧告を受けて地方分権改革推進計画を作成するとともに、平成21年度末までに「新分権一括法案」を国会に提出することとされています。

2 これまでの経緯

地方分権改革推進委員会では、自治行政権・自治立法権・自治財政権を有する完全自治体による「地方が主役の国づくり」をめざして、精力的な調査審議が行われてきました。

平成20年5月28日に、国と地方の役割分担の基本的な考え方、重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲などを内容とする「第1次勧告」を、同年12月8日には国の出先機関の見直しや法制的な仕組みの見直しを中心とした「第2次勧告」を取りまとめ、内閣総理大臣に提出しています。

さらに、本年10月7日に国の法令による義務付け・枠付けの具体的な見直しを中心とした「第3次勧告」を、11月9日に地方税財政改革に関する「第4次勧告」を取りまとめたところです。

なお、第4次勧告は、地方分権改革推進委員会が政府に対して行う最終勧告とされています。

3 第3次勧告の概要

第3次勧告は、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「地方自治関係法制の見直し」及び「国と地方の協議の場の法制化」を3つの大きな柱からなっています。

(1) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

① 基本的考え方

- ・第3次勧告では、昨年12月に出された第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付けに係る条項(4,076条項)のうち、「自治体の施設・公物

に対する国の設置管理基準」、「自治体の事務に対する国の関与（協議、同意、許可・認可・承認）」、「計画の策定及びその手続の自治体への義務付け」の特に問題のある3つの重点事項（892条項）について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示。

- ・また、政府は、3つの重点事項以外の項目についても、今後、具体的に見直し措置を講ずべき。

②見直し措置の概要

ア 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準

⇒現行基準を廃止、又は条例に委任すべき

（対象145条項のうち142条項について見直し措置）

- ・国の示す基準を「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に類型化し、「従うべき基準」「標準」は真に必要なものに限定。
- ・「参酌すべき基準」については、自治体の判断により独自基準を設けることを許容（条例による上書き）

イ 自治体の事務に対する国の関与（協議、同意、許可・認可・承認）

⇒廃止又はより弱い形態への関与に見直すべき

（対象233条項のうち166条項について見直し措置）

ウ 計画等の策定及びその手続きの義務付け

⇒廃止又は単なる奨励（「できる」「努める」等）へ見直し

（対象846条項のうち584条項について見直し措置）

（2）地方自治関係法制の見直し

- ・教育委員会及び農業委員会の必置規制を見直し、選択制とすべき。
- ・地方自治体の財務会計制度を、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき。

（3）国と地方の協議の場の法制化

- ・国と地方の代表者が、一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、双方の合意を目指すべき。

4 第4次勧告の概要

第4次勧告では、地方税財政における諸課題を「当面の課題」と「中長期の課題」とに区分し、それぞれについてあるべき地方税財政制度の再構築に向けた提言を取りまとめています。

(1) 当面の課題

・新政権が政権公約等に掲げてきた当面の政策課題のうち、特に重要な次の事項について勧告。

- ① 地方交付税の総額確保及び法定率の引上げ
- ② 直轄事業負担金制度の改革
- ③ 自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保
- ④ 国庫補助負担金の一括交付金化関係
- ⑤ 自動車関係諸税の暫定税率の見直し関係
- ⑥ 国と地方の事実上の協議の早急な開始

(2) 中長期の課題

・現在の非常事態、異常な社会的・経済的状况を脱し、ある程度社会的・経済的に安定した時節に実行を期待する課題として、次の事項について勧告。

- ① 地方税制改革
- ② 国庫補助負担金の整理
- ③ 地方交付税
- ④ 地方債
- ⑤ 財政規律の確保

5 今後の予定について

政府は、「真の地域主権国家」を築くための改革を進めるため、関係閣僚からなる「地域主権戦略会議」を11月17日に設置し、年内にも地方分権改革に関する改革の工程表をまとめることとしています。

また、第3次勧告を踏まえ、「義務付け・枠付けの見直し」について地方から見直し要望のあった事項を中心として優先的に見直し作業を進めており、年内にも必要な法制上の措置などを定めた地方分権改革推進計画を閣議決定し、来年の通常国会に新分権一括法案を提出する予定です。

6 県の対応について

真の地方分権改革の実現に向けて、累次の勧告や政府の対応を踏まえ、その内容が県や市町の業務に与える影響の把握などに取り組むとともに、県内の市町とも情報共有等を図りながら、地方分権改革の動きに的確に対応していきます。

また、今後とも、全国知事会や近隣府県と連携し、真の地方分権改革に向けた提言や働きかけを積極的に展開していきます。

地方分権改革推進委員会 第3次勧告（概要）

平成21年10月

第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

○ 第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(※)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a) (b) (c)の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示(892条項)
(条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み)

	具体的に講ずべき措置を提示した条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。
このうち、103条項(97%)の条項について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることをいい、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことをいう(今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。)

(a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準

→ 「廃止又は条例への委任」へ見直し

・自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化
①「従うべき基準」 ②「標準」 ③「参酌すべき基準」
・「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定

(b) 自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)

→ 「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し

※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合などに限定

(c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け

→ 「廃止又は単なる奨励(「できる」「努める」等)」へ見直し

※義務付けは、私人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる計画などに限定

○ 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に
見直し措置を講ずるよう要請

第2章 地方自治関係法制の見直し

○ 教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直して選択制に
引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情
に応じ地方自治体が自主的に判断

○ 地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大
を図る観点から見直すべき

第3章 国と地方の協議の場の法制化

○ 国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに
設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、
双方の合意を目指すべき

試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示

義務付け・枠付けの見直しのイメージ

[未定稿] 参考

保育所 (児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設最低基準第32条及び第33条(省令))

・国が**施設基準**(例:屋外遊戯場面積1人あたり3.3㎡以上、調理室必置)や**職員配置基準**(例:「保育士」資格者→満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上)を設定

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた整備・運営を可能にすべき

道路 (道路法第30条第1項及び第2項、道路構造令第11条及び第20条(政令))

・国が**生活道路の勾配**(12%以下)や**歩道幅員**(2m以上)等の基準を設定 ※12%の勾配:100m進んで12m上下

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた整備を可能にすべき

公営住宅 (公営住宅法第23条、公営住宅法施行令第6条(政令))

・国が**画一的な入居者基準**(同居親族要件や全国一律の収入基準(15.8万円/月を超えないこと))を設定

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた入居者資格の設定を可能にすべき

学校 (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条から第6条等)

・国が**学級編制の標準**(例:小学校1学級40人)や**教職員定数の標準**を設定

→学級編制、教職員定数を条例で定めることにより、地域の実情に応じた学校運営を可能にすべき

港湾 (港湾法第44条の2第2項)

・国が**特定重要港湾の入港料の設定等**に関して**同意協議等の関与**

→国の関与を廃止し、地方自治体(港湾管理者)の独自の判断で料金設定を可能にすべき

漁港 (漁港漁場整備法第6条第7項)

・市町村等が**地元の漁港の区域**を設定・変更する場合にも、国が認可

→国の関与を廃止し、市町村等が独自に指定等を行えるようにすべき

地方分権改革推進委員会第4次勧告（概要）

～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～

平成21年11月

はじめに

- 分権型社会にふさわしい「地方政府」には、自治財政権の確立、とりわけ地方税財源の充実確保が不可欠。このため、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税、地方債を一体的に検討するとともに、地域間の財政力格差を是正するための取組みが重要
- 国と地方を通じた巨額の累積債務残高と社会保障支出の今後の増大とを見ずえ、次世代に向けた持続的発展を確保するため、いずれ消費税と地方消費税の在り方を中心に、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的な改革の実施が不可避

I 当面の課題

- 現下の経済情勢及び新政権の政権公約等にかんがみ、特に重要な事項につき勧告

1 地方交付税の総額の確保及び法定率の引上げ

- 大幅な収減の中、地域間の財政力格差拡大につながるよう交付税の総額確保に配慮すべき。その際、法定率の引上げも考慮すべき

2 直轄事業負担金制度の改革

- 直轄事業の範囲限定、出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う交付金創設、自治体との事前協議の仕組みの創設等について、ただちに工程表を作成し、速やかに取り組むべき

3 自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保

- 地方自治体への事務権限の移譲に当たり、執行に要する経費全額を税財源移譲により確実に措置

4 国庫補助負担金の一括交付金化に関する留意点

- 地方が必要な事業の執行に支障が生じないよう必要な総額を確保する必要。交付基準も十分な検討が必要
- 義務付け・枠付け見直しの改革の趣旨に則し、国庫補助負担金制度を早急に見直すべき。施設・公物設置管理の基準に係る国庫補助負担金については、早急に交付基準を見直すべき

5 自動車関係諸税の暫定税率見直しに際しての留意点

- 地球温暖化対策における我が国の役割・責任、近い将来想定される環境税の導入と環境問題に係る地方自治体の役割、国・地方双方の貴重な税収入の減少への対応、特に地方税源の確保方策などについて、十分に考慮する必要

6 国と地方の事実上の協議の早急な開始

- 子ども手当の創設、高等学校等就学支援金の創設など地方自治体の行財政運営に大きな影響を与える可能性のある制度の創設や抜本的な見直しに、地方自治体の自主性・自立性が十分に確保されるよう万全な配慮を要請。できるだけ速やかに国と地方の事実上の協議を開始し、地方自治体の意見を聴取・反映してほしい

II 中長期の課題

- 社会的・経済的に安定した時節の課題について、今から論議を深め、準備を整えることを強く期待

1 地方税制改革

(1) 地方税の充実と望ましい地方税体系の構築

- 地方の自己決定・自己責任には、地方税の充実が最も重要。応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うもので、地域的な偏在性が少なく、収収が安定した税目が望ましい
- その際、①国と地方の税源配分5:5を当初目標、②地方消費税の充実が中心、③地方税充実の趣旨や必要性を自治体自ら住民に十分説明、④国・地方を通じた抜本的税制改革までの間にあっても上記の方向性に沿って検討

(2) 課税自主権の拡充

- 地方自治体は課税自主権の積極的な活用に努めるべき。そのためにも制度・運用の更なる見直しを進めるべき

2 国庫補助負担金の整理

- 存在意義の薄れたものは即刻廃止。自治体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助は一般財源化する等、一括交付金を含めさらなる整理を進めるべき(金額ベースだけでなく、件数ベースの目標も設定)

3 地方交付税

- 地方税の充実により、財政移転が果たす役割はおのずと縮小。しかしながら、偏在性の少ない税目でも、自治体間の財政力格差は拡大する方向であり、地方交付税の機能はより一層重要とならざるを得ない

(1) 財政調整機能の充実

- 国民への説明責任に配慮しつつ、地方六団体の「地方共有税」構想を土台にした制度改革を求める

(2) 財源保障機能の再検討

- マクロの財源保障の役割は、地方税の充実に伴っておのずと縮小
- 地方財政計画額と決算額との乖離の是正に取り組むべき

(3) 地方自治体にとっての予見可能性・説明責任の向上

- 普通交付税の透明性・予見可能性の向上を図るべき。可能な限り新型交付税の比重を高めるべき
- 法定率引上げにより財源不足額の解消・総額の安定化を図り、自治体の予見可能性を高めるべき
- 「国と地方の協議の場」での地方財政計画・地方交付税総額などの意見交換を早急に慣行化すべき
- 特別交付税を説明責任の向上のため見直すべき

4 地方債

- 起債自主権は歳入自主権の大きな柱。市場の信用に十分配慮しつつ、地方債発行に係る国の関与を見直すべき
- 地方公共団体金融機構の充実、自治体が共同で債券を発行する仕組みの更なる活用が図られるべき
- 元利償還に対する交付税措置の縮減を検討。ただし、財政力が弱い自治体の事業執行に配慮すべき

5 財政規律の確保

- 透明性の向上と自己責任の拡大を図るため、自治体の財務会計制度改革の方向性を、政府は国民に提示すべき。地方議会のチェック機能や監査委員の機能充実、外部監査機能の積極的な活用を図ることが肝要

おわりに

- 第4次勧告は、当委員会の最終勧告。今後、当委員会は、これまでの4次にわたる勧告に対応する政府の取組状況を監視し、必要があれば政府に意見を述べる役割に移行
- 4次にわたる勧告で提言した事項を最大限尊重し、具体的な指針として速やかに地方分権改革推進計画を策定し、今後の改革の全体的な工程表を明らかにすることを政府に強く要請

※なお、交付税の法定率引上げ、国・地方の税源配分、地方共有税について意見が異なる委員一名から出された補足意見を勧告に添付している。

2 関西広域連合（仮称）について

1 これまでの経緯

関西の2府8県4政令市と経済団体で構成する関西広域機構（KU）においては、府県を越える広域的な課題を解決するため、現行地方自治法に基づく特別地方公共団体である広域連合（関西広域連合（仮称））の設立について検討が行われてきたところです。

平成21年8月4日には、知事等がメンバーの関西広域機構・分権改革推進本部第5回本部会議が開催され、それまでの検討を踏まえた議論の結果、「関係府県により更なる検討・調整を行い、議会との十分な審議を行う中で、早期の規約案の上程に向けた具体的な準備を進める。」旨の申し合わせがなされました。

しかし、本県は、現時点では、広域連合を設立することの必要性やメリットが不明確であることから、第3回本部会議（平成20年7月30日開催）、第4回本部会議（平成21年3月26日開催）に引き続き、申し合わせを留保しています。

また、第5回本部会議においては、福井県及び奈良県から、設立当初からの参加を見合わせる旨の発言があったところです。

2 検討状況

本県は、広域連合の早期設立を前提とした申し合わせについては留保していますが、県域を越えた広域課題の解決に向けた議論は必要なことから、引き続き、広域連合の検討に参加しています。

分権改革推進本部では、第5回本部会議を受けて、早期の規約案の上程に向け、広域連合で取り組む事務、財政、組織、規約等について具体的な検討を行っているところです。

このような中、第5回本部会議以降の検討結果として、「関西広域連合（仮称）設立（案）」（抜粋）（別添）が示されたところです。

3 今後の予定

関西広域機構分権改革推進本部では、早期の広域連合の設立に向けて、参加団体を確定したうえで規約案を策定することとしており、各府県に対し、次回本部会議において広域連合への参加・不参加についての意向を表明するよう求めています。

4 本県の対応

本県ではこれまで、関西広域機構（KU）をはじめとする任意の連携組織を活用

して、防災、観光等の分野で広域連携の取組を進めてきました。

本県としては、各分野についての関西における広域連携は有効かつ必要なものであり、今後もこれまでの取組を円滑に継続していくことが重要と考えています。

今後、広域連合への参加については、本県にとってどのような必要性やメリットがあるのかなどについて、今回示された設立案をもとに十分な検討を行うとともに、県議会の意見等をいただきながら、参加の有無等について慎重に判断していきたいと考えています。

(別添) 関西広域連合(仮称) 設立案【抜粋】

I 設立の趣旨等

関西は、古くより日本の中心として、厚みのある歴史・文化遺産、豊かな自然、充実した産業基盤等に恵まれた地域であるが、東京を中心とした中央集権体制により、その強みや特徴が埋没し、首都圏に対する地位も低下し続けている。

こうした流れを断ち切るためには、制度疲労を起こしている現在の中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を作り上げていくことが重要である。

以上のような観点から、自主・自立の関西を実現するための具体的な手段として、ここに関西広域連合(仮称、以下同じ。)を設立する。

1 設立のねらい

(1) 地方分権改革の突破口を開く(分権型社会の実現)

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、一向に進まない国の地方分権改革をただ待つのではなく、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりに向け、関西が全国に先駆けて立ち上がり、地方分権改革の突破口を開く。

(2) 関西における広域行政を展開する(関西全体の広域行政を担う責任主体づくり)

関西全体の広域行政を担う責任主体を確立するため、既存の広域連携の取組とは異なる、執行機関と議会を有する新たな行政主体を設立し、東南海・南海地震に備えた広域防災対策、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域的な救急医療連携、地球温暖化や自然保護等の環境対策、交通・物流基盤の一体的な運営管理等に取り組む。

(3) 国と地方の二重行政を解消する(国の地方支分部局の事務の受け皿づくり)

各自治体の財政状況がより一層厳しさを増すなか、各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、地方支分部局を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務について移譲を受けて、広域連合議会の監視のもとで関西広域連合が一元的に事務を担い、国と地方の二重行政の解消に取り組み、関西全体として、スリムで効率的な行政体制への転換を目指す。

2 基本方針

(1) まず一步を踏み出す(早期に実施可能な事務から取り組む)

(2) 生活者重視の運営を行う（住民生活に直結する事務から取り組む）

(3) 柔軟な参加形態とする（早期設立と全団体参加への道筋）

各団体の地勢、財政の状況、各事業のこれまでの取組等の様々な事情を踏まえ、分野ごとの部分参加、参加事務の段階的拡充、広域連合設立後の新規参加を可能とするほか、設立当初からの参加が難しい府県や政令市との協議の仕組みを構築する。

(4) 簡素で効率的な執行体制とする（既存の組織を活用する）

各団体等の既存組織の活用やそれらとの連携を図ることにより、簡素で効率的な組織体制や事業執行体制の確立を目指す。

また、広域連合の設立によって、各府県・政令市を含む基礎自治体の事務が効率性・経済性を損なうことがないよう留意する。

(5) 成長する広域連合を目指す（実施する事務を順次拡大する）

広域連合設立当初の事務の蓄積を踏まえ、順次、事務の拡充や、新たな分野として広域交通・物流基盤整備などを実施することを検討する。

また、国の地方支分部局の事務の移譲を受けて一元的に処理するとともに、成長する広域連合として実施する事務を順次拡大する。

(6) これまでの広域連携の取組を発展させる（官民連携の蓄積を生かす）

広域連合と関西広域機構が車の両輪となって相互連携を図り、官民連携事業の仕組みを再構築することにより、これまで関西の自治体・経済界により取り組まれてきた多彩な広域連携事業のさらなる発展を目指す。

3 道州制との関係 ～待ったなしの分権改革～

現状の東京一極集中構造の危うさを早急に是正するためには、地方分権改革を直ちに進め、わが国を多極分散型の構造へと転換しなければならない。このためには、上からの改革である道州制をただ待つのではなく、地方からの改革を進める必要がある。

なお、道州制については、現在、政府、政党等において様々な議論がなされているが、関西広域連合の取組が将来の道州制導入のステップになるのか、あるいは道州制に代わる分権型広域行政システムとなるのか、今後、関西広域連合の活動実績を積み重ねたうえで関西自らが評価し、将来の関西のあり方を検討していくこととする。

II 実施事務

1 基本的考え方

広域連合では、広域的な行政課題に関する事務のうち、基礎自治体や府県よりも広域の行政体が担うべき事務を処理する。

(広域連合で処理する事務のメルクマール)

- ① 広域連合で処理することにより住民生活の向上が期待できる事務
- ② 広域連合で処理することにより行政効果の向上が期待できる事務
- ③ 広域連合で処理することにより効率的な執行が期待できる事務
- ④ 国が担っている事務のうち、権限移譲を受けて実施することで関西の広域課題の解決に資する事務

2 設立当初の事務

将来、国の地方支分部局から事務移譲を受けて実施することを念頭に置き、まず体制づくりを優先することとし、設立から概ね3年の間に実現可能な広域連携事業に取り組む。

分野	事務の内容
広域防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域防災計画」の策定 ○ 災害発生時の相互応援体制の強化（相互応援協定の実施要綱作成・運用） ○ 近畿府県合同防災訓練の実施 ○ 防災分野の人材育成 ○ 救援物資の共同備蓄の検討・実施 ○ 広域的な新型インフルエンザ対策の検討・実施 ○ 広域防災に関する検討・実施
広域観光・文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西観光・文化振興計画」の策定 ○ 広域観光ルートの設定 ○ 海外観光プロモーションの実施 ○ 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の創設 ○ 「通訳案内士」（全国）の登録等 ○ 関西全域を対象とする観光統計調査 ○ 関西全域を対象とする観光案内表示の基準統一
広域産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西産業ビジョン」の策定 ○ 産業クラスターの連携（戦略構築） ○ 公設試験研究機関の連携 ○ 合同プロモーション・ビジネスマッチングの実施 ○ 新商品調達認定制度によるベンチャー支援
広域医療連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域救急医療連携計画」の策定 ○ 広域的なドクターヘリの配置・運航 ○ 広域救急医療体制充実の仕組みづくり
広域環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「関西広域環境保全計画」の策定 ○ 温室効果ガス削減のための広域取組 ○ 府県を越えた鳥獣保護管理の取組（カワウ対策）

分野	事務の内容
資格試験・免許等	○ 調理師・製菓衛生師に係る試験実施・免許交付等 ○ 准看護師に係る試験実施・免許交付等
広域職員研修	○ 広域職員研修の実施
その他	○ 関西における広域的計画の総合調整 ○ 交通物流基盤整備（関西広域交通・物流基盤整備計画の検討） ○ 行政委員会事務の共同化検討

3 順次拡充する事務

設立当初から処理している事務を拡充するほか、新たに処理する本格的な事務や、国から権限移譲を受けることを想定している事務に関連する府県・政令市の事務を広域連合に移管して実施する。

新たに処理する事務については、設立当初においても、その基本方向や可能性の検討を行う。また、交通・物流基盤整備とも関連のある関西における広域的計画について、近畿圏広域地方計画、社会資本整備重点計画等のフォローアップ、国への意見提出などに取り組む。

	分野	事務の内容
設立当初で処理する事務の拡充 (例示)	広域防災	○ 自然災害以外の緊急事態を含む大規模な総合防災訓練の実施 ○ 府県消防学校の一体運営
	広域観光・文化振興	○ 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の試験実施、登録等 ○ 「通訳案内士（全国）」の登録等
	広域産業振興	○ 関西における産業クラスターの連携（プロジェクト実施） ○ 公設試験研究機関の一体的運営（研究テーマの調整など）
	広域医療連携	○ 広域的なドクターヘリの配置・運航（拡充）
	広域環境保全	○ カワウ以外の野生鳥獣に関する保護管理の取組 ○ 廃棄物対策の広域化
	資格試験・免許等	○ 処理する事務範囲の段階的な拡大（調査検討）
	広域職員研修	○ 広域的職員研修の段階的拡充
新たに処理する事務 (例示)	交通・物流基盤整備	○ 交通・物流基盤整備に関する事務（調査研究） ・ 大阪湾内諸港をはじめとする港湾の一体的な管理運営 ・ 関西3空港の一体的な管理運営 ・ 国道・河川の一体的な計画、整備、管理
	行政委員会事務	○ 処理事案等が広域である都道府県の行政委員会事務の共同実施

4 国の地方支分部局からの移譲事務

国の地方支分部局が実施している事務のうち、本省において実施すべきものや、府県・政令市において国から事務移譲を受けて実施するものを除き、関西の広域課題の解決に資する、府県域を越える事務について、国から事務移譲を受けて一元的に処理することにより、国と地方の二重行政を解消する。

また、新たに処理する本格的な事務として、国から権限・財源の移譲を受けることにより、広域交通・物流基盤整備の事務を実施する。

加えて、設立当初から処理している各分野において、国から事務移譲を受けて処理することにより、事務のさらなる拡充を図る。

	分野	事務の内容
国の地方支分部局からの移譲事務 (例示)	地方厚生局	○ 医療法人(広域)等の監督 ○ 中小企業等共同組合(広域)の許可 ○ 消費生活協同組合(広域)の許可、認可、承認 など
	地方農政局	○ 都市農村交流に関する事務 など
	経済産業局	○ 新規産業の環境整備に関する事務(産業クラスター) ○ 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ○ 国際ビジネス交流・対日投資に関する事務 ○ 鉱業権の出願・登録等に関する事務 ○ 電気・ガス事業の許認可、監査に関する事務 など
	地方整備局	○ 直轄国道(広域)の整備・管理 ○ 直轄河川(府県を越える)の整備・管理 ○ 直轄砂防等に係る工事・管理 ○ 国土計画等に係る調査・調整 ○ 建築基準法の施行事務(確認検査機関の指定等) など
	地方運輸局	○ 観光振興等
	地方環境事務所	○ 各種リサイクル法(家電、容器包装)に基づく報告徴収、立入検査等の事務 など
新たに処理する事務 (国に移譲を求める事務の例示)	広域交通・物流基盤整備	○ 大阪湾内諸港の一体的な管理運営 (港湾の整備(防波堤・主航路・大型外貿ターミナル・幹線臨港道路等)に関する事務 など) ○ 関西3空港の一体的な管理運営 (空港の設置及び管理運営 など) ○ 国道・河川の一体的な計画、整備、管理 (近畿圏広域道路整備基本計画の策定、地方整備局が管理する直轄国道の計画・整備・管理・運営 など)
設立当初で処理する各分野における事務の更なる拡充 (国に移譲を求める事務の例示)	広域観光・文化振興	○ VJC(ビジット・ジャパン・キャンペーン)など国関連施策の事業費の配分(観光庁) ○ 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく、観光圏整備実施計画及び同変更実施計画の認定(観光庁) ○ 国直轄管理道路における道路標識の整備基準の策定(関西全域を対象とする観光案内表示の統一基準との整合性確保)(国土交通省)
	広域産業振興	近畿経済産業局が実施する産業振興に係る事務のうち、府県が実施するよりも広域連合が関西全体を視野に実施するほうが高い効果が得られると考えられる事務 ○ 新規産業の環境整備に関する事務 (産業クラスター支援(連携に係るもの))

III 組織

1 基本的考え方

(1) 合議による組織運営（広域連合委員会の設置）

構成団体の多様な意見を的確に反映するとともに、各構成団体の長の主導の下に各分野の事務事業を迅速に推進するため、各構成団体の長で構成する「広域連合委員会」を設置する。

(2) 官民連携のしくみの活用（広域連合協議会の設置）

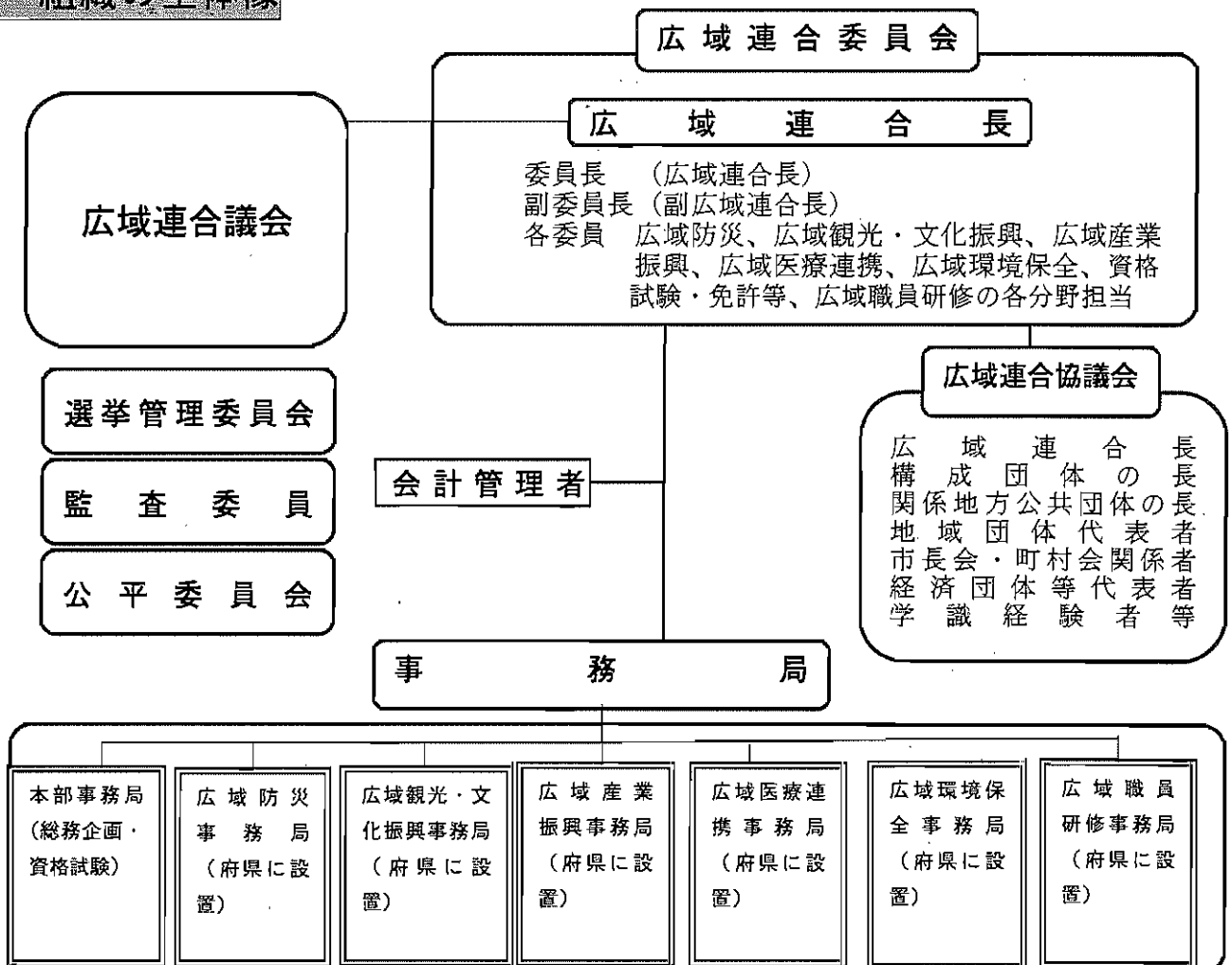
広域連合が担う事務に係る府県・政令市等の機関や地域団体・経済団体等の代表者、学識経験者等で構成する「広域連合協議会」を設置し、広域連合の実施事業等のもとより、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について、幅広い意見を聴取し協議を行う。

(3) 簡素で効率的な事務局組織

広域連合委員会の担当委員（知事）府県における事務事業の実施を基本に、簡素で効率的な組織とする。

基本的には、総務企画部門を広域連合本部事務局に設置するとともに、各府県において各担当委員の下に事務局組織を設置し、当該府県職員が広域連合職員を兼務する。

2 組織の全体像



3 広域連合議会

(1) 趣旨

広域連合の議事機関（議決機関）として、地方自治法で定められた議決事件（条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等）の議決、選挙（議長、選挙管理委員会委員等）、検査、監査の請求、意見書の提出等、普通地方公共団体と同様の権限を有する広域連合議会を設置する。

(2) 組織・運営の概要

連合議会の具体的な組織・運営については、概ね以下の方向で検討を行い、今後、参加予定団体の議会の意見等を踏まえ、最終的な制度設計を行う。

ア 議員の選出方法

構成団体の議会において、各議会の議員から選挙する。

イ 議員定数及び各構成団体への配分

(7) 基本的な考え方

設立当初は簡素で効率的な必要最小限の体制とし、将来的に事務の拡充や参加団体の増加にあわせて増員を検討する。

(イ) 議員定数

20人程度とする。

(ロ) 各構成団体への配分

まずは、構成団体に1人を均等配分する。

さらに、人口要素を加味し、人口250万未満の構成団体には1人、人口250～500万の構成団体には2人、人口500～750万の構成団体には3人、人口750万以上の構成団体には4人を加える。

(参考) 配分の考え方

均等割と人口割の併用（均等割と基本に人口要素を加味）

広域連合の議員は、住民による直接選挙が認められており、現在想定されている構成団体の人口差が10倍以上と大きいことから、人口要素を加味することが適当である。

ウ 会議の運営

(7) 本会議（定例会）

① 回数

2回

② 開催月

8月、2月（構成団体の議会における予算審議時期等を十分に配慮）

③ 審議内容

区分	内 容
設立当初	<ul style="list-style-type: none">○ 議長、副議長の選出○ 広域連合長が行った組織定数条例等の専決処分の承認○ 定例会条例、広域計画の策定、会議規則等の議決○ 副広域連合長、監査委員の選任の同意、選挙管理委員会委員の選出 等
8月	<ul style="list-style-type: none">○ 監査、決算の認定○ 必要に応じて条例の改廃、特別職、議長等の選任・選出等
2月	<ul style="list-style-type: none">○ 広域連合予算、構成団体の分賦金の決定○ 必要に応じて条例の改廃、特別職、議長等の選任・選出等

(1) 本会議（臨時会）

広域連合長が必要があると認める場合や、広域連合議員の定数の4分の1以上の者から開催の請求があった場合等に開催する。

(2) 常任委員会等

設立当初の事務や議員定数等を踏まえ、その必要性を検討する。

エ 議員の任期等

構成団体の議会の議員としての任期による（構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。）。

オ 議員報酬等

	内 容
勤務形態	非常勤
報酬額	既存の広域連合の事例を参考に今後決定
支給方法	年額支給

4 事務局

(1) 趣旨

簡素で効率的な組織とすることを基本とし、総務企画及び資格試験の事務を処理する本部事務局を設置するとともに、その他各事業分野の執行責任を担う広域連合委員会の担当委員（各府県知事）の主導の下に迅速に事務を処理するため、事業分野事務局を各担当委員府県に設置する。

(2) 設置

	本部事務局	各事業分野事務局
処理する事務	庶務、経理、予算・決算、人事、広報、広域計画、広域連合委員会、広域連合議会、広域連合協議会、資格試験等	各分野の事務の企画・立案、執行等
設置場所	大阪市内	担当委員府県
統括責任者	広域連合長 * 資格試験については、担当委員（府県知事）	各担当委員（各府県知事）
職員	各府県から職員派遣	担当委員府県職員が兼務

IV 財政

1 基本的考え方

広域連合の運営に要する経費は、基本的に構成団体の分賦金によるものとする。ただし、他団体との連携により実施する事業については、当該団体との協議により経費の負担方法等を別途定める。

2 予算（試案） （平成21年12月4日現在）

(1) 歳出 （単位：千円）

	22年度	23年度	24年度
総額	245,835	522,203	575,409

【内訳】

ア 総務費

	22年度	23年度	24年度
総務費	186,517	176,744	211,922

※総務・企画部門（9名）及び資格試験・免許等（22年度3名、23年度4名、24年度7名）のPersonnel費を含む。

イ 事業費

	22年度	23年度	24年度
広域防災	4,082	12,825	12,825
広域観光・文化振興	12,009	16,400	19,804
広域産業振興	3,678	21,780	22,160
広域医療連携（特定事業費を除く）	3,781	4,476	4,476
広域環境保全	14,594	28,763	24,056
資格試験・免許等	18,018	32,520	51,471
広域職員研修	3,156	18,864	18,864
計	59,318	135,628	153,656

※資格試験・免許等のデータ移行（システム関連経費）及び実施経費については精査中。

ウ 特定事業費（受益が特定される事業）

	22年度	23年度	24年度
広域医療連携（ドクターヘリ運航経費）	0	209,831	209,831

※22年度分については、連合設立が年度途中になることから、当初予算は、当面関係府県で計上。

(2) 歳入

(単位：千円)

	22年度	23年度	24年度
分賦金	245,835	417,288	349,023
国庫補助金	0	104,915	104,915
事業収入等	0	0	121,471
計	245,835	522,203	575,409

3 分賦金の算定の考え方

分賦金の算定については、構成団体に同額を配分する均等部分及び各団体の受益に応じて人口、その他の客観的な指標に基づき按分する比例部分により算定する。

今後、実施事業の拡大に応じ、分賦金の算定方法を検討する。

(1) 総務費

本部事務所維持費、議会経費、行政委員会経費など、広域連合を維持するための基礎的経費であることから、全構成団体の均等負担を原則とする。

なお、資格試験・免許等にかかる人件費は事業費の負担ルールによる。

(2) 事業費

各事業分野の実施事務の受益に応じ、客観的な指標により算定する。分野ごとに受益を示す以下の指標により算定する。

項	目	考え方
①総務費	総務・企画部門	均等割
	資格試験・免許等の人件費	過去3ヵ年の受験者数平均割
②事業費	広域防災	人口割
	広域観光・文化振興	人口割(50%)、宿泊施設数割(50%)
	広域産業振興	人口割(50%)、事業所割(50%)
	広域医療連携	人口割
	広域環境保全	人口割
	資格試験・免許等	過去3ヵ年の受験者数平均割
	広域研修	前年度の受講者数割、但し、初年度は均等割
③特定事業費	ドクターヘリ運航費	関係府県で負担

V 既存の広域連携組織との関係

1 基本的考え方


広域連合の発足に伴い、既存の広域連携組織が担っている諸事業の枠組については、各組織と十分な協議を行い、必要な範囲で維持しつつ、広域連合への集約化を図る方向で見直しを行う。

2 関西広域機構について

広域連合の設立に伴い、現行の関西広域機構が担う事務については、事業効果の検証を踏まえ、関西広域機構で実施した方が効果的・効率的なものに絞り込み、広域連合との事業連携や組織連携により、総合的な事業効果の拡大と効率化を図る。

なお、関西広域機構の将来のあり方については、今後の官民連携のあり方の議論を踏まえ、関係機関と協議し、決定する。

VII 設立に向けたスケジュール

	会 議 等	内 容
2010年 1月	分権改革推進本部 第6回本部会議  各府県議会	<ul style="list-style-type: none"> 「設立案」の協議 規約案の上程

3 JR名松線について

1 経緯

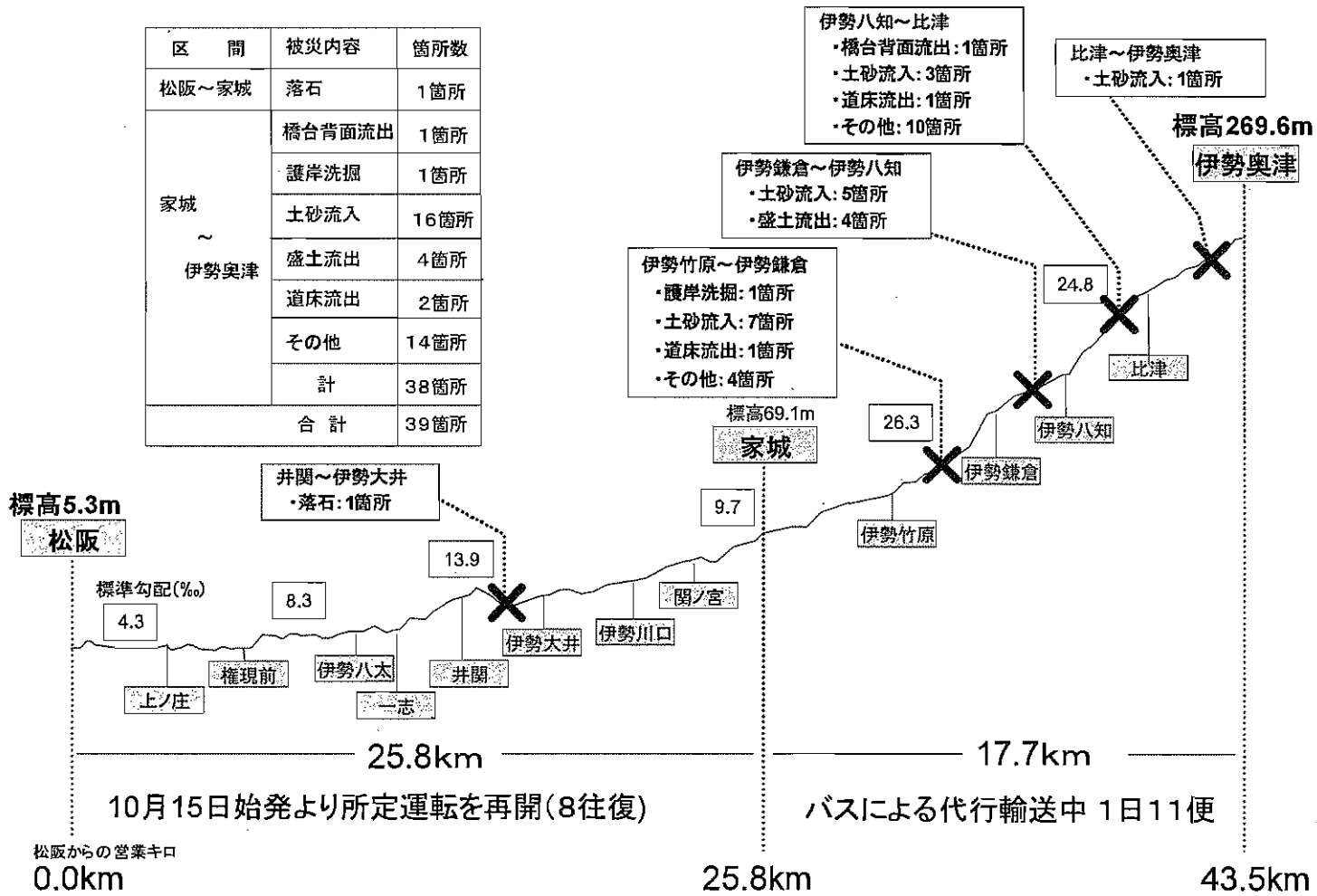
- (1) 昭和10年に松阪・伊勢奥津間(43.5km)が開業したJR名松線は、沿線住民の通学や通院・買物に利用されるなど、長く地域と一体となって親しまれてきた鉄道です。
また、沿線には、全生徒の8割以上がJR名松線を利用する白山高校(家城駅)や県立一志病院(家城駅)など公的施設も立地しています。
- (2) JR名松線は、去る10月8日の台風18号の影響により、松阪・伊勢奥津間(43.5km)が一時不通になるなど大きな被害を受けました。
松阪・家城間(25.8km)については、10月15日に復旧しましたが、10月28日にJR東海から、「家城・伊勢奥津間(17.7km)はバスでの輸送とする」との提案がありました。
- (3) JR東海は、提案の理由として、「慎重な調査を実施した結果、地形・構造物の制約のみならず、山林を含めた周辺部からの鉄道設備への影響が大きくなっていることから、仮に鉄道施設を復旧したとしても、安全・安定輸送を提供できない。」との見解を示しています。

2 県の対応

- (1) 県としては、11月5日にヘリコプターを使って上空から鉄道沿線や周辺山林部を調査し、11月16日には、JR東海の案内により被災状況の現地確認を行いました。
- (2) 今後、JR東海から調査結果を出していただいたうえで、津市や地元住民とも連携して被災状況の把握に努めるとともに、JR東海に対し、鉄道による復旧を行うよう求めていきます。

被災状況

区間	被災内容	箇所数
松阪～家城	落石	1箇所
家城 ～ 伊勢奥津	橋台背面流出	1箇所
	護岸洗掘	1箇所
	土砂流入	16箇所
	盛土流出	4箇所
	道床流出	2箇所
	その他	14箇所
	計	38箇所
合計	39箇所	



4 水力発電事業の民間譲渡について

1 協議の状況

水力発電事業の民間譲渡にあたって、地域貢献の取組、確認書締結後の新たな課題、設備、用地などの残された課題を解決するため、関係者との協議や現地での作業などを進めています。

(1) 地域貢献に関する課題

平成21年3月30日付で中部電力(株)と締結した「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」における地域貢献の取組課題14項目のうち、3項目（三浦湾への緊急発電放流、森林環境の保全、奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画）については、協議を続けていますが、合意に至っていない状況が続いています。

(2) 確認書締結後の新たな課題

確認書締結後、新たに提起された課題（運転監視システムの整備、使用中のPCB含有変圧器の扱い）についても、協議や申し入れを行っていますが、これらは譲渡目標時期に影響するとともに、今後の設備改修計画にも影響することから、県としての方針を固め、解決に向けた結論を出す必要があります。

【協議状況】

課題	中部電力(株)の考え方	県の考え方
運転監視システムの整備	<ul style="list-style-type: none">津市の給電制御所で運転監視するためのシステムを整備する間(3～4年程度)、現在の三瀬谷発電管理事務所のシステムを使用する。この間、県職員の派遣または県への受託で対応したい。	<ul style="list-style-type: none">譲渡後の業務継承に職員の派遣は法上不可能であり、受託することも業務の性格上、困難である。
PCB含有変圧器	<ul style="list-style-type: none">機器劣化や社内基準等から取替時期にきている。県で取替処理後に譲受したい。	<ul style="list-style-type: none">当面の使用は可能。平成22年度末までの取替は不可能

(3) 譲渡価格

譲渡価格の考え方については、資産や収益性の観点、他県での譲渡事例、専門家の知見など、様々な要素を踏まえ、庁内関係部局と連携して検討しています。中部電力(株)とは、双方の譲渡価格に対する考え方について協議しています。

2 今後の対応

(1) 地域貢献に関する課題

合意に至っていない地域貢献の取組については、中部電力㈱による実施が非常に困難であることに変わりはありませんが、引き続き協議を継続していきます。

(2) 確認書締結後の新たな課題

- ・ 運転監視システムの整備については、中部電力㈱のシステム整備期間中の運転監視を県による派遣や受託で対応できないので、譲渡目標時期を中部電力㈱の整備期間に合わせて、平成 22 年度末から 3～4 年程度延ばす方向で協議していくこととします。
- ・ PCB含有機器については、譲渡目標時期の延伸期間に合わせて、中部電力㈱の費用負担を条件に県で取り替える方向で協議を進めます。

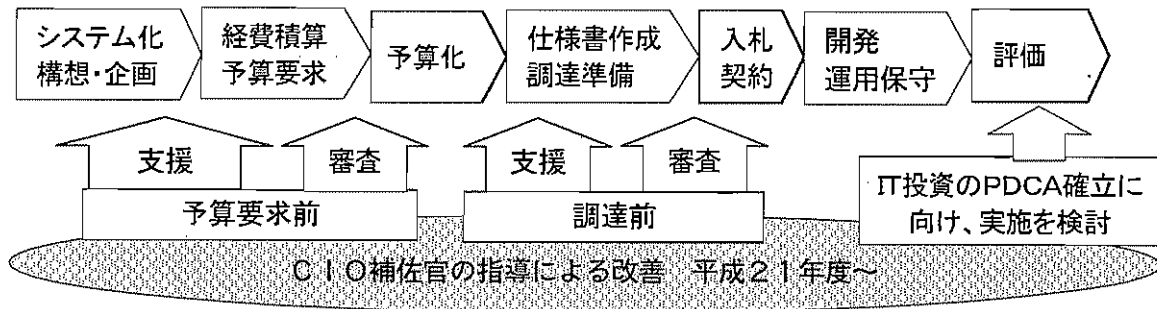
(3) 譲渡価格

譲渡価格は、公平性、透明性を担保できる適切なものとなるよう、引き続き専門家の助言などを得ながら算定するとともに、地域貢献課題や新たな課題の整理の方向性も見極めつつ、中部電力㈱と合意できるよう交渉を進めていきます。

5 IT効率化の取組について

1 IT投資の効率化に向けた支援及び審査の流れ

厳しい財政状況の中、IT投資の適正化・効率化を図るため、情報システム審査委員会において、予算要求前支援及び審査並びに調達前支援及び審査を行っています。



2 平成22年度情報システム関連予算要求及び審査の状況

(1) 情報システム関連予算要求及び審査の概要

平成22年度当初の情報システム関連予算要求は、197件で契約ベース件数は567件、要求額は74億2千万円でした。

平成21年度当初予算額と比較すると約15億2千万円の増加となっています。これは、県立総合医療センターの医療情報システム等の大規模なシステム再構築によるものです。

削減の主な理由は、システム化計画の検討が不十分なことや、システムの必要性、緊急性が低いこと等によるものです。

【予算要求前審査結果】

(平成21年11月現在)

区分	平成21年度当初予算	平成22年度当初予算
予算要求額	67億4千万円	74億2千万円
審査	予算要求前審査システム件数	196件
	要求を妥当とした額	54億1千万円
	予算検討が必要とした額	7億0千万円
	予算要求削減額	6億3千万円
当初予算額	59億0千万円	—

(2) 今年度の予算要求前審査の特徴

予算要求前審査では、「必要性・計画性」、「全体最適」、「経費積算の妥当性」、「調達方法の妥当性」を審査しています。

平成22年度当初予算要求では、情報システムのコスト削減や効率化を図るために、システムの廃止統合、機器更新に併せたサーバ台数の削減、リース期間の延長、市町との共同利用、汎用システムの見直しオープン化等の取組事例がありました。

また、審査では、構築、再構築及び機器更新するシステムを重点的に審査すると

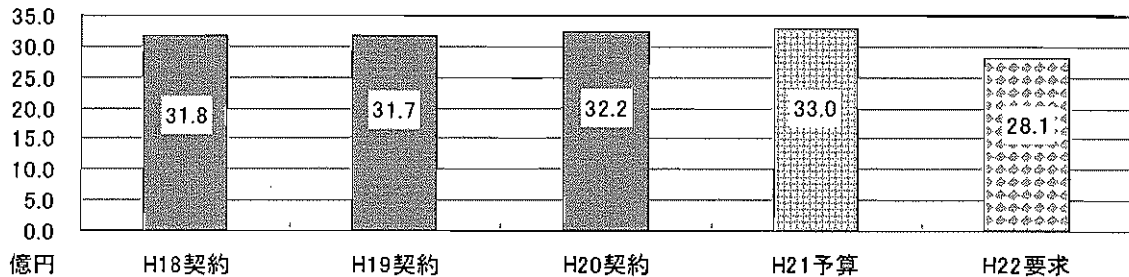
ともに、平成22年度に整備する中小システムについて、統合サーバへの利用を促進する観点から審査しました。

3 これまでの取組の成果

IT投資コストの削減には、情報システムの機能や機器構成など、システム再構築の機会に合わせて見直すことが効果的です。情報システムの見直しにより、コスト削減効果の大きな事例は次のとおりです。

- ・ SaaS、ASP※1の活用及びシステム簡素化によるコスト削減
電子申請・届出システム、物件等地域調達型電子入札システム
- ・ 統合サーバの利用によるコスト削減
環境総合情報システム、職員ユーザ認証システム
- ・ 機器の仕様見直しによるコスト削減
財務会計・予算編成システム

【大規模システム※2のランニング経費の推移】



※1) SaaS、ASP：

データセンターでアプリケーションソフトを一括稼働し、インターネット等でその機能を顧客に提供するサービス。

※2) 大規模システム：

年間経費が5千万円以上の36システム(将来見込みを含む。)を大規模システムとしています。

4 CIO補佐業務によるこれからの取組

(1) IT管理体制の構築とシステム担当者への支援の充実

CIO補佐官の専門的知識に基づく支援を受け、調達前審査等の改善を図りながら、システムの評価制度を構築し、IT投資全体を見通したPDCAサイクルを確立するとともに、情報セキュリティ対策を進め、IT政策全般に及ぶ管理体制を構築していきます。

また、システム再構築等の企画段階から、担当者への支援を行うことなどにより、システムの機能や機器構成の見直しを進めます。

(2) 情報担当職員のスキルアップ

CIO補佐官から、研修や審査の場で指導を受けることにより、情報技師等へ専門知識の移転を行っていきます。また、情報技師による自主研修にCIO補佐官が加わるなど、さらに充実した情報担当職員の育成を図っていきます。

6 木曾岬干拓地整備事業の状況と今後の対応について

1 現 状

木曾岬干拓地では、当面の土地利用計画に基づき、平成 18 年度から伊勢湾岸道路以北の「わんぱく原っぱ」へ建設発生土による盛土（-0.5m→+4.5m）を開始し、本年 11 月末で約 141 万 m³（計画盛土体積約 200 万 m³）を施工しています。

当初の計画では、平成 18 年度から 21 年度までの 4 年間で、周辺の工事などから搬入される建設発生土で盛土を行い、平成 22 年度に「わんぱく原っぱ」を整備することとしましたが、搬入を予定していた建設発生土が大幅に減少し、平成 21 年度末までに盛土を完成させることができなくなりました。

2 課 題

(1) 「わんぱく原っぱ」の整備

盛土の遅れから、平成 22 年度に予定していた「わんぱく原っぱ」の整備を行うことができなくなりました。

(2) 東海農政局との契約

東海農政局との売買契約では、平成 22 年度末までに「わんぱく原っぱ」の工事を完了し、平成 23 年度から供用を開始することになっています。この売買契約における土地利用の「工事完了期日」や「公共施設の用に供する期日」（工事完了後、5 年間の供用が完了する期日）を変更するために、東海農政局の承認を得る必要があります。

3 今後の対応

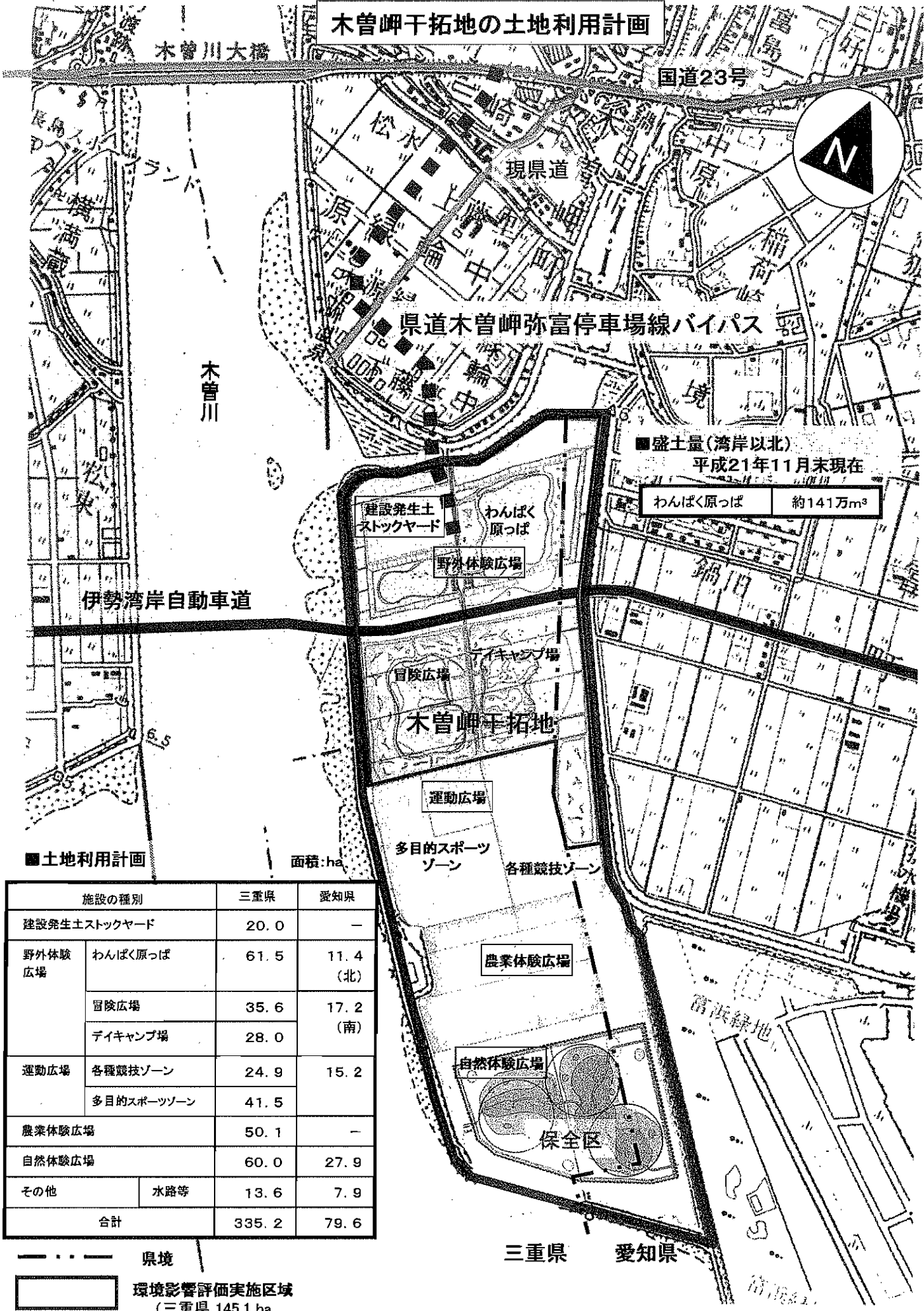
(1) 「わんぱく原っぱ」の整備

平成 22 年度当初予算で、「わんぱく原っぱ」の整備予算を要求いたしません。

(2) 東海農政局との契約

今後、東海農政局との売買契約における、「わんぱく原っぱ」の工事完了期日等の延期を求める申請を行うための協議に入っていきます。東海農政局との協議にあたっては、愛知県などの関係者と十分協議、調整を行います。

木曾岬干拓地の土地利用計画



■盛土量(湾岸以北)
平成21年11月末現在
わんぱく原っぱ 約141万m³

■土地利用計画

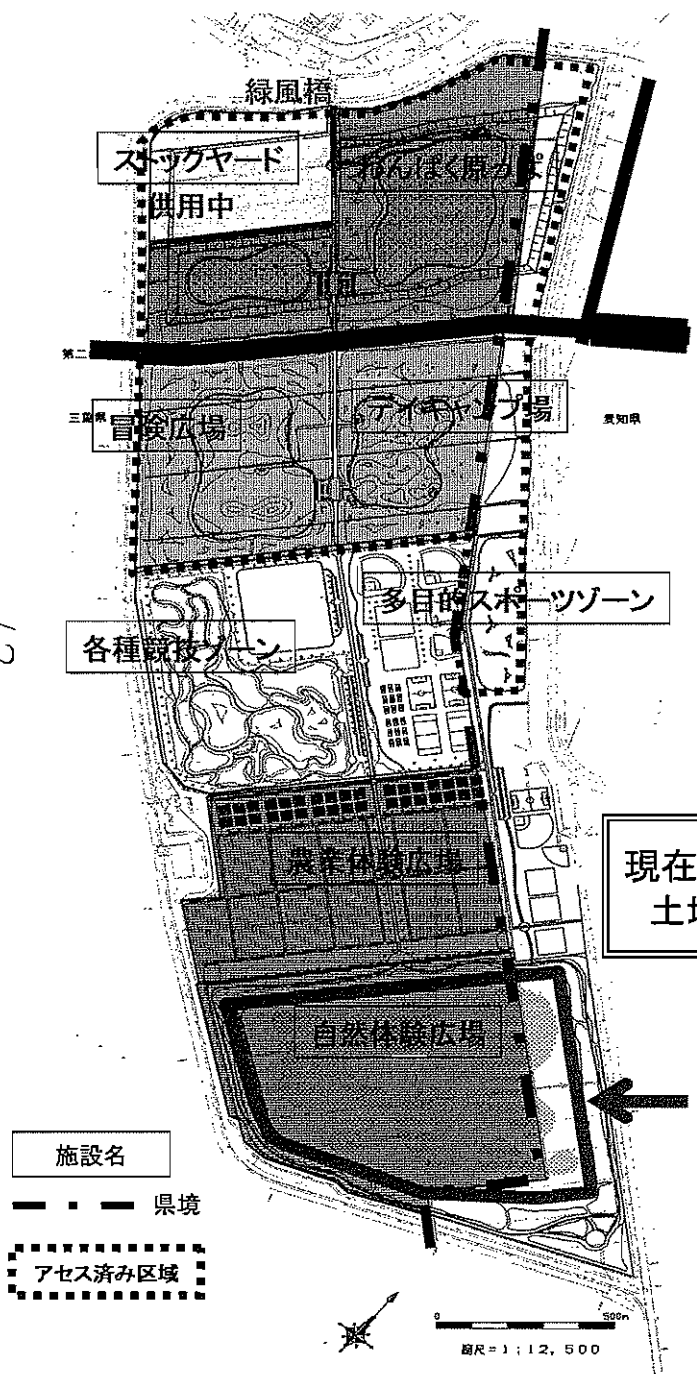
面積:ha

施設の種別		三重県	愛知県
建設発生土ストックヤード		20.0	—
野外体験広場	わんぱく原っぱ	61.5	11.4 (北)
	冒険広場	35.6	17.2 (南)
	デイキャンプ場	28.0	
運動広場	各種競技ゾーン	24.9	15.2
	多目的スポーツゾーン	41.5	
農業体験広場		50.1	—
自然体験広場		60.0	27.9
その他	水路等	13.6	7.9
	合計	335.2	79.6

— 県境

□ 環境影響評価実施区域
(三重県 145.1 ha
愛知県 28.6 ha)

42



■現在の東海農政局との売買契約に基づく、各施設の整備時期および供用期間

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
整備				■	■				■					
供用					■	■	■	■	■					
						■	■	■	■	■				
										■				
											■	■	■	■

← 土地利用の制約 →

- 施設名
- 県境
- アセス済み区域

0 500m
縮尺=1:12,500

採択された請願、陳情の処理状況

政策部

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成21年第2回定例会	請願第52号	離島架橋の早期実現について (要旨) 離島架橋の推進を更に積極的に図るとともに、特に、答志島架橋については、早期に実現されるよう請願する。	離島架橋の推進については、11月16日に、鳥羽市及び志摩市と離島担当課長会議を開催し、離島架橋をはじめとする離島振興について情報共有を行うとともに、今後の取組方法について意見交換を行ったところであり、引き続き協議を行っていきたいと考えています。

8 熊野古道世界遺産登録5周年記念事業について

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」がユネスコの世界遺産に登録され、本年7月で5周年を迎えました。今年度は、市町、地域の住民、事業者、関係団体等多様な主体と連携しながら、熊野古道の価値を国内外の方々に伝えるとともに、来訪者と地域との交流を進めるため様々な記念事業を展開してきました。

この結果、平成21年2月の高速道路延伸等の影響もありますが、5周年記念事業の実施により、前年に比べて熊野古道伊勢路への来訪者数が増加しており、地域の活性化に繋がっていると考えています。

1 主な取組

(1) 国際会議

世界文化遺産の調査、評価を行っているイコモス（国際記念物遺跡会議）と連携して国際会議を開催しました。

① 熊野古道国際交流シンポジウム尾鷲2009（県立熊野古道センター）

主 催：三重県

開催日：平成21年10月31日（土）

参加者：230人

内 容：熊野古道を活用した地域活性化、将来への継承、保存管理の3つの分科会を中心に、現状や今後の課題等について議論が行われました。

② 世界遺産国際交流シンポジウム伊勢2009（賓日館）

主 催：世界遺産国際交流シンポジウム伊勢2009実行委員会

（イコモス文化の道学術委員会、日本イコモス国内委員会、三重県）

開催日：平成21年11月1日（日）

参加者：213人

内 容：世界平和の構築に寄与する世界遺産をテーマに、世界各国の歴史や文化などの事例紹介を踏まえ、世界遺産を次世代に伝える意義について議論が行われました。

(2) 市町、地域等との連携交流イベント

熊野古道沿線市町で開催される地域のまつりやイベント等を「世界遺産登録5周年記念」イベントと位置づけ、市町、地域、事業者等と連携し来訪者と地域との交流を進めてきました。

① リレーウォーク（9月26日から12月6日まで 延べ364人参加）

初めての人でも自然や歴史にふれながら、伊勢から熊野まで170キロを

11日間で踏破できるウォークを、地域の方々や市町と連携して開催しました。

② 「ようこそ熊野古道・伊勢路へ」（10月17日・18日 203人参加）

「熊野古道語り部友の会」が、記念ウォークとして来訪者を松本峠、馬越峠に案内しました。

- ③ 熊野古道まつり（10月24日・25日 熊野古道センター 約1,000人参加）
「心のふるさと東紀州」をテーマに、踊りの競演が繰り広げられました。
- ④ 第10回みえ熊野学フォーラム（11月22日 140人参加）
「私の熊野、これからの熊野」と題し、対談（作家「中上 紀」さん、小松和彦教授）が行われました。

(3) 奈良県、和歌山県と三重県による3県連携の取組

小野寺 昭さんによる記念講演「訪ねてみよう、自然と人が響きあう道へ」及びトークセッションを、東京（11月15日 200人参加）と大阪（11月29日 170人参加）で開催しました。

これにより、首都圏や関西圏の方々に「紀伊山地の霊場と参詣道」の魅力を実感していただき、熊野古道への誘客に繋がるものと期待しているところです。

2 今後に向けて

「世界遺産登録5周年記念」イベントを、地域や市町、事業者、奈良県、和歌山県と連携しながら実施した結果、参加者の方々に熊野古道の持つ自然・歴史・文化に感動いただくとともに、地域の語り部や宿泊施設等の方々との交流などが進んだと考えています。

特に、国際会議については、「熊野古道の保全と活用」に関する取組について海外から評価を得たことから、地域の住民、事業者、市町が世界遺産を地域の中に持つことによる誇りと責務を再認識し、今後の地域づくりに繋げていく大きなきっかけになったと考えています。また、イコモス会長、イコモス文化の道委員会委員長をはじめ、世界各地の著名な研究者等を迎えての会議であったことから、今後の研究や報告の中で「熊野古道」が世界に向けて発信されていくと考えています。

今後とも、高速道路の延伸等も踏まえ、熊野古道を核とする東紀州地域の持つ自然や歴史・文化など豊富な地域資源や二つの交流拠点施設を活用し、引き続き東紀州地域の情報発信と集客を図っていきます。

(参考)

	平成20年度	平成21年度	対前年同期比
県立熊野古道センター来館者数(4~11月)	67,372人	84,460人	125.4%
「熊野古道語り部」による古道客案内件数及び案内人数(4~11月) ※	211件 6,145人	343件 11,415人	162.6% 185.8%
エージェントと連携した熊野古道ウォーク参加人数(4~11月) ※	6,154人	15,393人	250.1%

(※ 東紀州観光まちづくり公社調べ)

9 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について

1 取組状況

(1) 「座談会」等の開催状況

「地域づくりに取り組んでいる」または「これから始めようとする」住民の皆さんを対象に、地域の課題や将来の展望を語る場となる座談会、説明会等を市町と調整の上、別紙のとおり開催しています。(別紙1参照)

(2) パートナーグループ登録の状況

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、自発的に地域をより良くしていこうとする活動を行うパートナーグループの登録数は、11月末で110件となりました。プロデューサーによる助言等の他、専門家派遣や財政的支援を開始しました。(別紙2参照)

(3) 人材育成研修の実施

パートナーグループや中間支援組織の皆さん、市町職員等を対象とする「ファシリテーション研修」及び「広報・情報発信研修」を平成21年度から3年間実施します。

今年度はそれぞれ3会場において実施し、「ファシリテーション研修」に延べ52人、「広報・情報発信研修」に延べ51人の方に受講いただきました。

(4) サポーターズクラブの創設

サポーターズクラブは、「^{うま}美し国おこし・三重」の趣旨に賛同し、取組を応援していただける方に、「^{うま}美し国おこし・三重」のPRや実行委員会の取組・パートナーグループの活動の支援をお願いするものです。

サポーターの方に「^{うま}美し国おこし・三重」の情報をお届けし、可能な範囲でお手伝いいただけることを期待して、10月23日創設しました。

(別紙3参照)

(5) オープニングI (地域づくりを「対話する」大会)

「^{うま}美し国おこし・三重」の理念や取組を知っていただき、地域の課題や展望について、地域づくりに取り組む皆さんが対話する集会を、ワールドカフェ方式で行っています。

① 市町での拡大座談会

これまでに紀宝町、志摩市、伊勢市、多気町、桑名市、紀北町で実施し、今後、平成22年2月7日(日)に紀宝町保健センターにおいて、熊野市・御浜町・紀宝町の合同拡大座談会を開催します。

② 広域での「対話する」大会（県内5箇所で開催）

- 平成21年12月20日（日） 玉城町保健福祉会館
 22年 1月23日（土） 津センターパレス
 1月30日（土） くわなメディアライヴ
 2月 6日（土） 県伊賀庁舎
 2月14日（日） 尾鷲市中央公民館

(6) キックオフプロジェクト（オープニングⅡ（地域づくりを「実践する」場））

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組のモデルとなる事業をキックオフプロジェクトと位置づけ、積極的に支援し、広報していきます。

また、活動成果を発表する成果発表・交流会を平成22年2月28日（日）に「メッセウイング・みえ」で開催します。

(7) オープニングⅢ

県や市町などの大規模イベントと連携し、「^{うま}美し国おこし・三重」の取組をPRしてきました。

- ① 熊野古道世界遺産登録5周年記念事業との連携（7月、11月）
- ② 第33回全国高等学校総合文化祭との連携（7月）
- ③ 上記の他、全国知事会議、第29回世界新体操選手権三重大会、伊勢湾台風50年事業「2009防災のつどい・みえ」、木曾三川公園「流域祭2009」におけるPRブースの設置など

【今後の予定】

- ④ 第3回「^{うま}美し国市町対抗駅伝」（2月21日）

2 今後のスケジュール（予定）

平成21年12月以降	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりを「実践する」場（オープニングⅡ） <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル的な取組を県内数地域でキックオフプロジェクトとして取り上げ、重点的に支援 ○地域づくりを「対話する」大会（オープニングⅠ） <ul style="list-style-type: none"> ・ ワールドカフェ方式による市町での拡大座談会や広域での「対話する」大会
平成22年 1月	○イメージキャラクター募集
2月28日	○オープニングⅡ（成果発表・交流会の開催）
3月	○イメージキャラクター発表

「^{うま}美し国おこし・三重」座談会等開催実績及び今後の開催予定

1. 座談会等開催実績(11月30日現在)

(単位:回数)

月	座談会	個別座談会	説明会等	合計	備考
1～3月	11	0	7	18	
4～6月	22	85	24	131	
7～9月	28	133	24	185	
10月	5	46	2	53	
11月	5	51	5	61	
計	71	315	62	448	

※ 個別座談会:グループごとに行う座談会

2. 今後の開催予定(12月9日現在)

日 時	市町名	場 所	内 容
12月11日(金) 19:00～20:30	四日市市	四日市市内	個別座談会(1グループ)
12月11日(金) 10:00～17:00	亀山市	亀山市市民協働センター	個別座談会(3グループ)
12月15日(火) 14:30～21:00	明和町	明和町役場	個別座談会(4グループ)
12月15日(火) 19:00～21:00	名張市	名張市内	個別座談会(1グループ)
12月16日(水) 19:00～21:00	伊勢市	ハートプラザみその	座談会(市内の地域づくり団体への周知及び広報誌での公募)
12月17日(木) 9:00～21:00	志摩市	志摩市役所	個別座談会(数グループ)
12月18日(金) 10:00～15:30	津市	津市白山総合支所	個別座談会(2グループ)
12月19日(土) 19:00～21:00	朝日町	朝日町内	個別座談会(1グループ)
2月 7日(日) 13:30～17:00	紀宝町	紀宝町保健センター	拡大座談会 (熊野市、御浜町と合同開催)
2月 9日(火) 19:00～21:00	木曾岬町	木曾岬町役場 会議室	座談会(町内の地域づくり団体への周知及びHPでの公募)

パートナーグループへの具体的な支援

1 専門家派遣

① 桑名の千羽鶴を広める会

取組目的：教材にも使える折り方を記した安価な本をつくり、桑名市の無形文化財である「桑名の千羽鶴」を国内外の多くの人たち、特に子どもたちに伝えていく。また、平和のシンボルである鶴を国際貢献に活用したい。

派遣内容：国際コーディネーターの経験を持ち、翻訳のプロでもある専門家とのワークショップを行い、今後のグループの具体的な展開手法について協議した。

② ぼっかぼかの会

取組目的：障がい者が働く地元食材を用いた喫茶店をつくり、障がい者が社会と繋がる場を提供するとともに、その保護者も含めて情報交換が行える場をつくっていく。

派遣内容：若手のシェフによる地元食材を使ったメニュー開発とレシピの作成を行い、平成21年11月22日に開催された「亀山食の祭典」に出店した。

2 財政的支援（◎はキックオフプロジェクト（モデル的な取組））

① 桑名の千羽鶴（連鶴）プロジェクト◎（桑名の千羽鶴を広める会）

事業概要：国際的な情報発信の基盤整備や専用和紙の確保等により、「桑名の千羽鶴」を広く世界にアピールすることで、活動の賛同者と愛好者を増やすとともに国際機関や在日外国人とのネットワーク化を図り、自立的継続発展につなげていく。

② 乱歩黒テントの世界◎（乱歩蔵びらきの会）

事業概要：オリジナル専用テントを購入し、乱歩に関連するイベントの開催等を通して、乱歩の世界観を演出することで、市民だけでなく市外のファンを増やし、経済的基盤を確立していく。また、乱歩とゆかりのある他の市町とも連携することで、ネットワークを構築していく。

③ ワーイワイオリジナル・さかなグッズ開発プロジェクト（手づくり工房・ワーイワイ）

事業概要：ミシンの購入等により、サカナにこだわった収益性の高いオリジナルグッズを開発することで、会の自立・持続的運営を図るとともに、紀北町の新しい産品として町外にPRしていく。

④ 紀北町下河内 人・食・技 旬の魅力PR事業◎（下河内の里山を守る会）

事業概要：生産物加工販売施設の整備により、個人で栽培している農産物を直売する場を提供することで、生産者の栽培継続意欲を高める。また、体験プログラムと併せて情報発信することで集客力を高め、将来的な移住促進につなげていく。

三重を愛する“絆”が力になる

三重県のこと大好きな皆さんのための

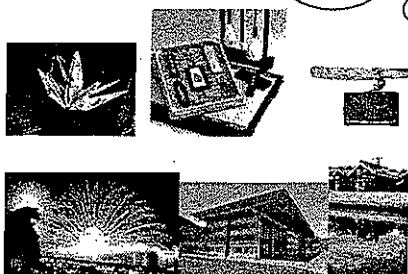
「^{うま}美し国おこし・三重」サポーターズクラブ誕生

会 員 募 集 中

今は三重を離れて
いるけど、三重の
ことが大好き！

「^{うま}美し国おこし・
三重」をサポート
したい！

三重の良さを
もっとみんな
に伝えたい！



「^{うま}美し国おこし・三重」を応援していただく皆さんのサポーターズクラブができました。

「地域をより良くしていこうと頑張っているみんなの活動を支援したい。」「今は三重に住んでいなくて、直接三重のまちづくりには参加できないけれど、三重を愛する気持ちはだれにも負けない！」・・・そんな熱い思いを持つみなさん、私たちと一緒に「^{うま}美し国三重」を更に素晴らしいものにしていきましょう！

「^{うま}美し国おこし・三重」実行委員会では、サポーターの皆さんに、地域づくりを行うグループ（「^{うま}美し国おこし・三重」に登録いただいたパートナーグループ）の活動や、「^{うま}美し国おこし・三重」実行委員会の取組においてサポートいただきたいことをお知らせし、お手伝いいただけることを期待しています。皆さんのご入会をお待ちしています。

入会無料!! 「^{うま}美し国おこし・三重」の情報をいっぱいお届けします！

入会時に、会員証、「^{うま}美し国おこし・三重」オープニング手帳、「オリジナル・クリアフォルダ」をお送ります。その後も「^{うま}美し国おこし・三重」の最新の情報をお届けします。

例えば・・・

- * 機関紙「^{うま}美し国おこし・三重」だより（不定期刊）、座談会だより「あむあむ」（隔月刊）の発行
- * サポーターの皆さんが行っていただいた「^{うま}美し国おこし・三重」のPR活動のHPなどでの発信
- * メールマガジンの発行（月1回程度）・・・など「^{うま}美し国おこし・三重」の最新の情報がいっぱい。

「^{うま}美し国おこし・三重」とは？

2009年（平成21年）から2014年（平成26年）までの6年間にわたって、地域をより良くしていこうとする住民の皆さんによる地域づくりの活動を多様な主体で支援していく取組です。



◆ 入会資格

三重県を愛し、「^{うまし}美し国おこし・三重」の取組の趣旨に賛同される方であれば、どなたでも入会できます。(個人、グループ、県内在住、県外在住を問いません。)

◆ サポートをお願いしたい内容

ライフスタイルやご都合にあわせて、「^{うまし}美し国おこし・三重」の取組のサポートをお願いします。

①PRサポート

お住まいの地域での「^{うまし}美し国おこし・三重」の取組をもっと知ってもらうためのPR



- ① 会議、イベントなどの場を活用したPR、チラシの配布*
- ② 県外の三重県ゆかりの地におけるPR活動* など

* のぼりを活用したPR、チラシ等の配布をお願いできる場合には、実行委員会事務局からお送りします。(のぼりは貸与)

②担い手サポート

「^{うまし}美し国おこし・三重」パートナーグループの活動や実行委員会の取組へのサポート



- ① パートナーグループの活動に担い手として直接参加してのサポート
- ② パートナーグループのネットワークづくりのサポート (関係する団体のご紹介など)
- ③ パートナーグループの活動促進のサポート (県外などでの販路のご紹介など) など

◆ 登録方法

下の入会申込書にご記入の上、ファックス又は郵送で事務局までお送りください。

電子メールでお送りいただく場合には、申込書にある必要事項を記載いただき、件名に「『^{うまし}美し国おこし・三重』サポーターズクラブ入会申し込み」と記載してください。

◆ お申し込み・お問い合わせ先

「^{うまし}美し国おこし・三重」実行委員会事務局
 (三重県政策部「^{うまし}美し国おこし・三重」推進室内)
 〒514-8570 三重県津市広明町13番地(三重県庁2階)
 TEL 059-224-2644 Fax 059-224-2075
 E-mail umashi@pref.mie.jp
 URL <http://www.pref.mie.jp/UMASHI/HP/>

～「ふるさと納税」を通じての
 応援もお願いします～



ぜひ、ふるさと納税制度も活用いただき、「ふるさと三重」がさらに元気になるよう応援いただきますようお願いいたします。
<http://www.pref.mie.jp/FURUSATO>

.....(切り取り不要).....

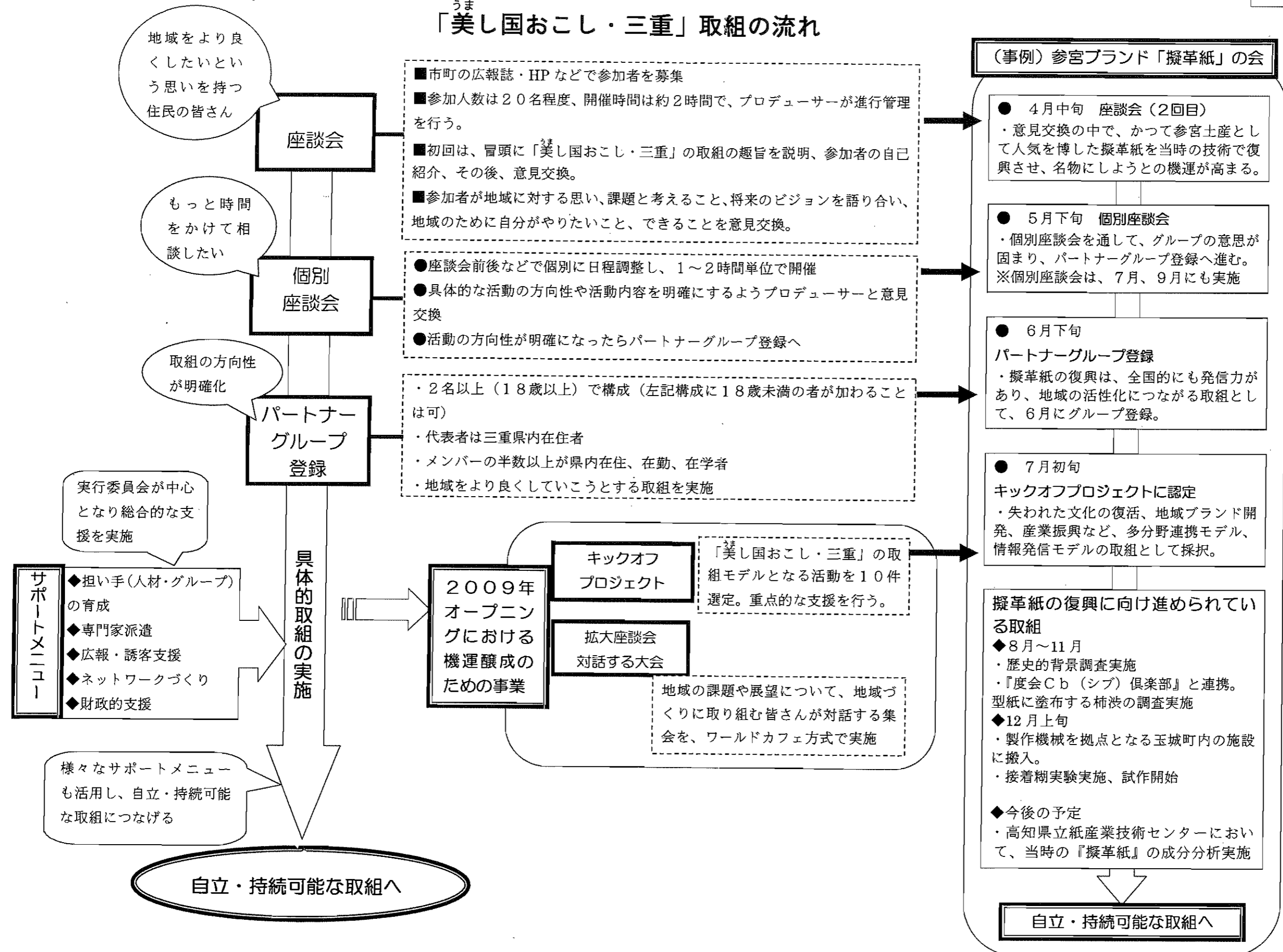
「^{うまし}美し国おこし・三重」実行委員会事務局 川端・藤田 あて (Fax 059-224-2075)

「^{うまし}美し国おこし・三重」サポーターズクラブ入会申込書

(フリガナ)			
お名前 ※ グループの場合、グループ名	代表者名	グループ 構成員数	
	〒 (-)		
ご住所 ※ グループの場合、代表者のご住所			
電話番号			
E-mailアドレス			
@			
あなたの三重県、「 ^{うまし} 美し国おこし・三重」に対する思いをお書きください。			
お願いできるサポート活動 (お願いできるもの全てにチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> お住まいの地域等での「 ^{うまし} 美し国おこし・三重」のPRサポート <input type="checkbox"/> 「 ^{うまし} 美し国おこし・三重」のパートナーグループや実行委員会が行う活動の担い手サポート		

※ご記入いただきました内容は、この「^{うまし}美し国おこし・三重」に関する業務のみで使用することとし、住所、氏名、連絡先等の個人情報、^{うまし}美し国おこし・三重」実行委員会個人情報保護規程で準用する三重県個人情報保護条例に従って適切に管理します。

うま 「**美し国おこし・三重**」取組の流れ



10 審議会等の審議状況について
(平成21年9月16日～平成21年11月23日)

1 審議会等の名称	三重県国土利用計画審議会
2 開催年月日	平成21年11月18日
3 委員	会長 岡 良浩 委員 富田 寿代 他6名
4 諮問事項	土地利用基本計画における計画書の変更方針について
5 調査審議結果	原案について承認を得る
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県立熊野古道センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成21年10月26日(第2回)
3 委員	委員長 櫻井 治男 委員 大西 かおり 他5名
4 諮問事項	・三重県立熊野古道センター指定管理者ヒアリング審査について ・三重県立熊野古道センター指定管理者最終選考について
5 調査審議結果	三重県立熊野古道センターにおける指定管理候補者が選定された。
6 備考	